

第7回 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム幹事会 議事次第

令和4年10月18日（火）
15:00～16:00
（オンライン開催）

1. 開会

2. 議題

（1）担当幹事からの報告

- ・調査、シンポジウム 各担当幹事から報告 など

（2）分科会等

- ・分科会1、2、3 状況報告 など

3. その他

【内閣官房から】

- ・地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォームについて
- ・全国旅行支援と連携した孤独・孤立関係のNPO等への支援について
- ・PF会員専用ホームページについて など

4. 閉会

【配付資料】

- 資料1-1 「孤独・孤立対策に資するNPO法人等への調査 報告書」
- 資料1-2 第2回シンポジウム企画概要案
- 資料2-1 分科会1 検討成果（概要・本文）、活動報告
- 資料2-2 分科会2 中間整理案
- 資料2-3① 分科会3 関連
- 資料2-3② 【第2期】孤独・孤立相談ダイヤル 報告レポート（速報版）
- 資料3-1 地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業
- 資料3-2 全国旅行支援と連携した孤独・孤立関係のNPO等への支援について

第7回孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 幹事会(オンライン)参加団体一覧

団体名	出席者 (⇒代理出席又は欠席)	幹事会へ一任
全国社会福祉協議会	清家 篤（せいけ・あつし）会長 ⇒代理出席 高橋良太 地域福祉部長	—
全国社会福祉法人経営者協議会	磯 彰格（いそ・あきただ）会長 ⇒代理出席 宮内良樹 法人振興部副部長	—
認定 NPO 法人日本NPOセンター	吉田 建治（よしだ・けんじ）事務局長	—
NPO 法人新公益連盟	白井 智子（しらい・ともこ）代表理事 ⇒代理出席 井澤 徹 孤独孤立担当	—
NPO 法人あなたのいばしょ （SNS相談コンソーシアム）	大空 幸星（おおぞら・こうき）理事長 ⇒代理出席 高山奈々子 事務次長	—
NPO 法人自殺対策支援センターライフリンク	清水 康之（しみず・やすゆき）代表	—
一般社団法人 日本いのちの電話連盟	堀井 茂男（ほりい・しげお）理事長 小西慶直 孤独・孤立相談プラットフォーム事務担当	—
一般社団法人 社会的包摂サポートセンター （よりそいホットライン）	遠藤 智子（えんどう・ともこ）事務局長	—
一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク	奥田 知志（おくだ・ともし）共同代表	—
認定 NPO 法人 全国子ども食堂支援センター・むすびえ	湯浅 誠（ゆあさ・まこと）理事長 ⇒代理出席 和田裕平 プロジェクトメンバー	—
一般社団法人 全国フードバンク推進協議会	米山 広明（よねやま・ひろあき）代表理事	—
認定 NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ （シングルマザーサポート団体全国協議会）	赤石千衣子（あかいし・ちえこ）理事長	—
NPO 法人全国女性シェルターネット	北仲 千里（きたなか・ちさと）共同代表	—
NPO 法人子育てひろば全国連絡協議会	奥山千鶴子（おくやま・ちづこ）理事長	—

令和4年度 孤独・孤立対策に資するNPO法人等への調査 報告書

令和4年10月18日

孤独・孤立対策に資するNPO法人等の連携促進等に関する
調査研究事業

目次

1. 調査趣旨・目的・調査事項	3
2. 調査対象・方法	4
3. 調査結果	
3.1. 調査結果要約	5
3.2. 調査結果	
①基本属性	6
②孤独・孤立に関わる活動の傾向	9
③活動自認別の傾向	13
④活動の広がり傾向	17
⑤連携に関する傾向	18
⑥組織課題の傾向	20
4. 示唆	23
	4

1. 調査趣旨・目的・調査事項

■調査趣旨

コロナ禍を契機に「孤独・孤立」に関連する問題が顕在化しているが、分野を問わず、広くNPO法人や行政機関及び社会福祉法人等（以下「NPO法人等」）の活動が活発であることが、この問題の改善につながると期待されている。このNPO法人等の団体への期待は、「孤独・孤立がもとで困難な状況にある人にサービスを提供する」面と「ボランティア参加などを通して存在そのものが居場所としての機能を有する」面がある。また、立場の違う団体が連携して活動できるという、NPO法人等の特性も重要な観点として考えられる。

今回の調査では、これらの面からNPO法人等の活動状況等を把握し、今後、孤独・孤立問題の改善につなげるために地域で多様な団体の連携を後押しするための施策の検討に活用する。

■調査の目的

孤独・孤立対策に資するNPO法人等が単独では解決困難な課題の解決に向けた支援策の検討資料とすることを目的としている。

■調査事項

[団体の基礎情報] 法人格、所在地、活動対象エリア 等

[NPO法人等の活動内容] 活動分野、活動内容、直近年度のボランティア参加人数、直近年度の財政規模、直近年度の事業推進における連携団体数、直近年度に連携した機関

[孤独・孤立に関する活動内容] 孤独・孤立に関する活動有無、活動内容、活動頻度、ボランティア参加人数、活動予算

[活動の広がり] 活動が広がった経験有無、経験の具体的な内容、困難な状況におかれたスタッフ・ボランティアなど運営者の有無、今後連携したい機関

[組織課題] 孤独・孤立の問題に対する単独では対応が困難な課題、理由（上位3つ）

2. 調査対象・方法

■調査の対象等

(1)調査の対象

全国の、孤独・孤立対策に資するNPO法人/社会福祉法人/一般社団法人/一般財団法人/株式会社/任意団体等

(2)調査対象団体数

約9,500団体

(孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム会員、NPO法人ポータルサイト登録団体、テックスープ・ジャパン登録団体等)

■調査の方法等

(1)調査期間

令和4年7月21日(木)～令和4年8月10日(水)

(2)調査の流れ

内閣官房→調査実施事務局※→調査対象団体 ※調査は一般社団法人RCFに委託して実施

(3)調査の方法

①調査実施事務局から調査対象団体宛にオンライン回答フォームをメール送付

②調査対象団体はオンラインにより令和4年8月10日までに回答

(4)有効標本数

1,020サンプル

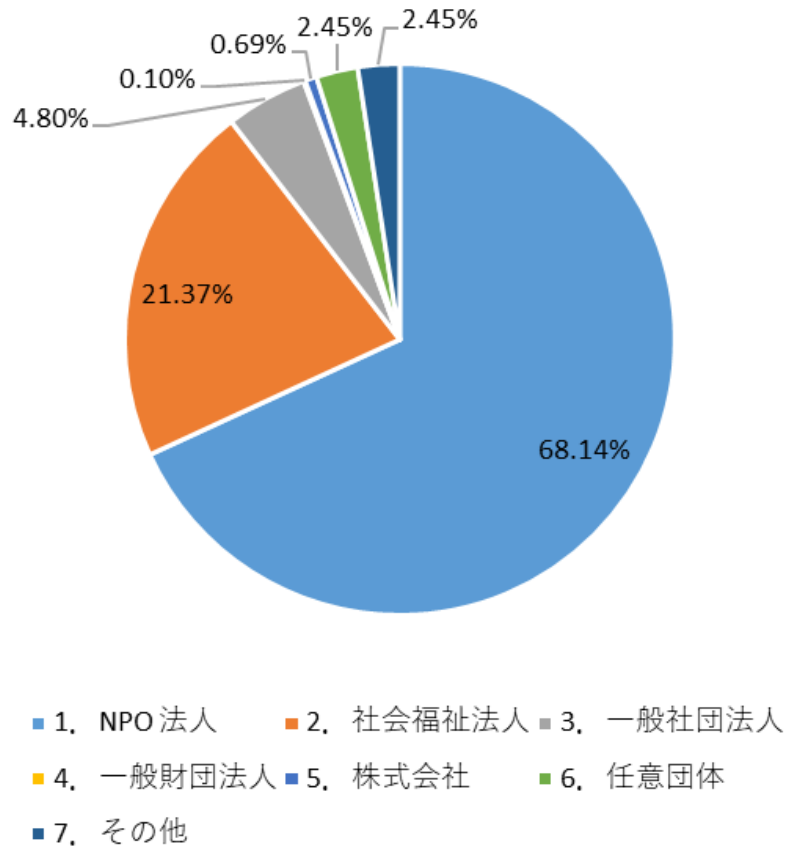
3.1. 調査結果要約

- 回答団体の基本属性として、NPO法人が約70%と大半を占めているが、社会福祉法人や株式会社等、調査対象に含まれる様々な法人格から回答を得た。圏域も、北海道東北から九州まで回答を得ている。
- 「孤独・孤立状態の課題に関わる活動をしている」という項目に着目し、活動自認別（「孤独・孤立状態の課題に関わる活動をしている」という設問の回答「はい」「いいえ」別）に分けて回答の差をみた。
分野別には、全体で大きな差はみられなかった。その中でも、「はい」の回答グループでは「第10号 人権の擁護又は平和の推進を図る活動」「第12号 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動」、「いいえ」の回答グループでは「第7号 環境の保全を図る活動」「第6号 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」「第4号 観光の振興を図る活動」、は他と比較して大きな差がみられた。
これまで孤独・孤立対策においてフォーカスが当たっていたと考えられる困難な状況にあった人の参加については、「ある」の回答が、「はい」と答えた団体のうち約70%、「いいえ」と答えた団体のうち約40%であった。
また、直近年度の連携団体数には差がみられた。「いいえ」と回答した団体は「10団体以下（0団体を含む）」が約80%であるのに対し、「はい」と回答した団体は同項目が約50%であった。
- 活動の広がりに関する自由記述項目では、掲載している回答以外にも多くの回答が得られ、これまでの活動で思いもがけず活動が広がった経験を有する団体が存在することが明らかになった。
- 今後の連携先希望に関する傾向としては、行政が最も高く、NPO法人等から官民連携が求められていると言える。
- 組織課題の特徴としては、「人材の確保・育成・定着」が課題として最も多く、次いで「財源の確保」であり、人材と財源に関する支援が求められていると言える。

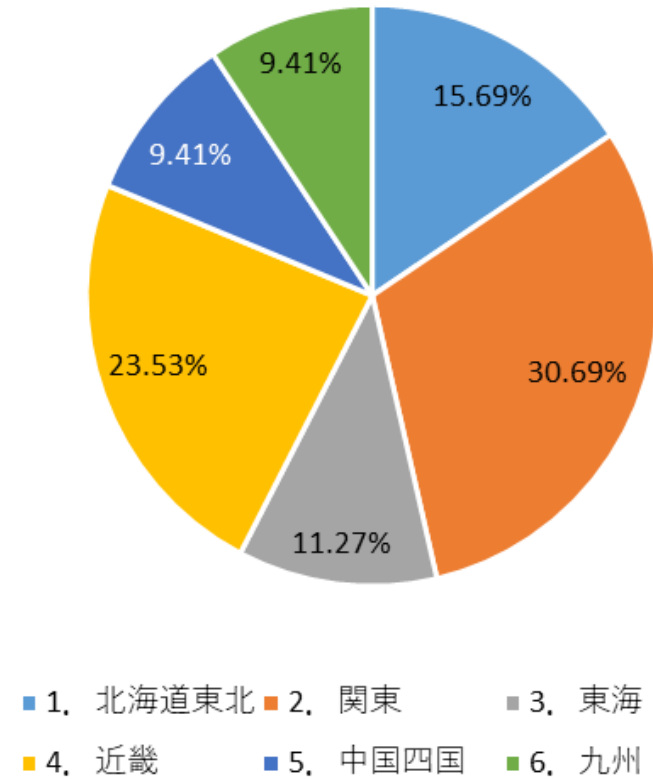
3.2. 調査結果

①基本属性(1/3)

■法人格(n=1,020)



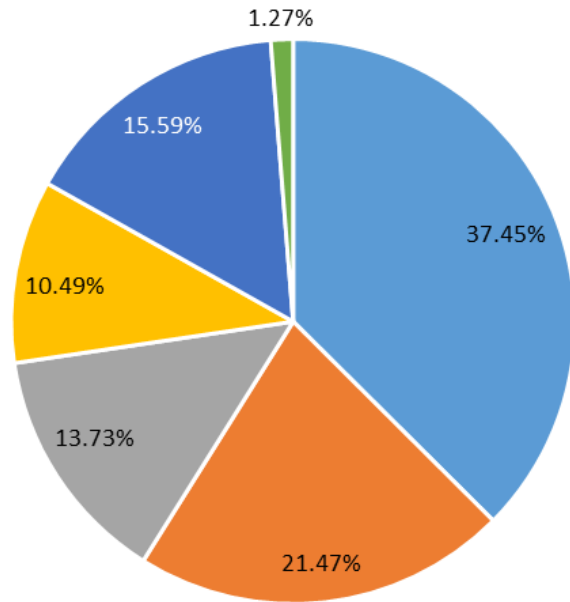
■主たる事務所の所在地(n=1,020)



3.2. 調査結果

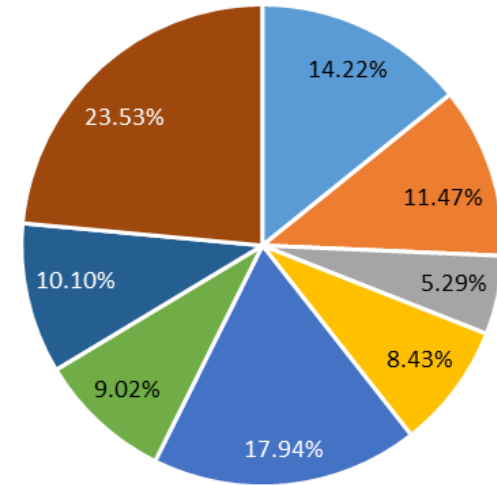
①基本属性(2/3)

■活動対象エリア(n=1,020)



- 1. 単一市区町村域 ■ 2. 複数市区町村域 ■ 3. 単一都道府県域
■ 4. 複数都道府県域 ■ 5. 全国域 ■ 6. 国際

■直近年度の財政規模(n=1,020)

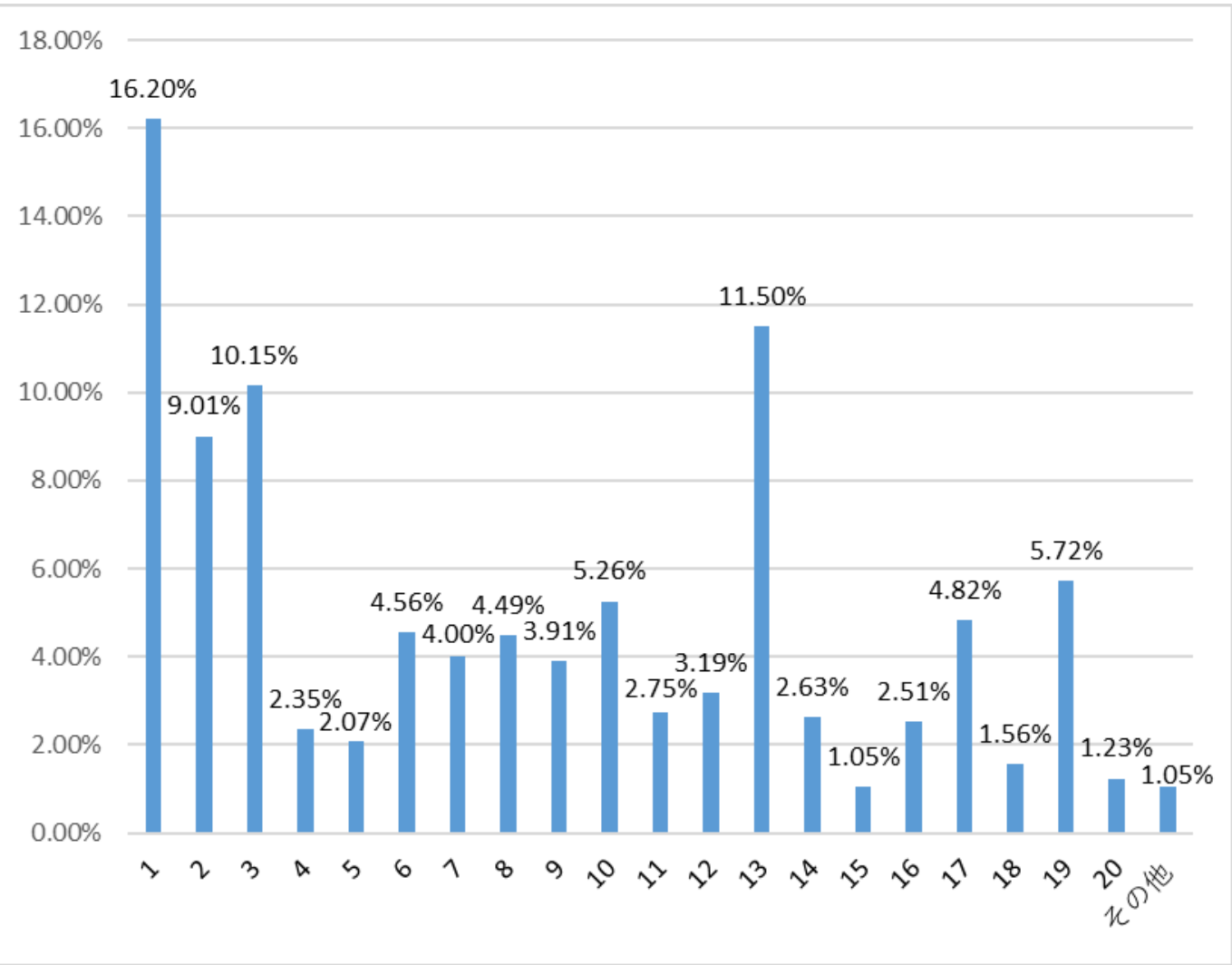


- 1. 100万円未満 ■ 2. 100万円以上-300万円未満
■ 3. 300万円以上-500万円未満 ■ 4. 500万円以上-1,000万円未満
■ 5. 1,000万円以上-3,000万円未満 ■ 6. 3,000万円以上-5,000万円未満
■ 7. 5,000万円以上-1億円未満 ■ 8. 1億円以上

3.2. 調査結果

①基本属性(3/3)

■活動分野(n=4,297)



1～20は「特定非営利活動促進法第二
条別表」による分類

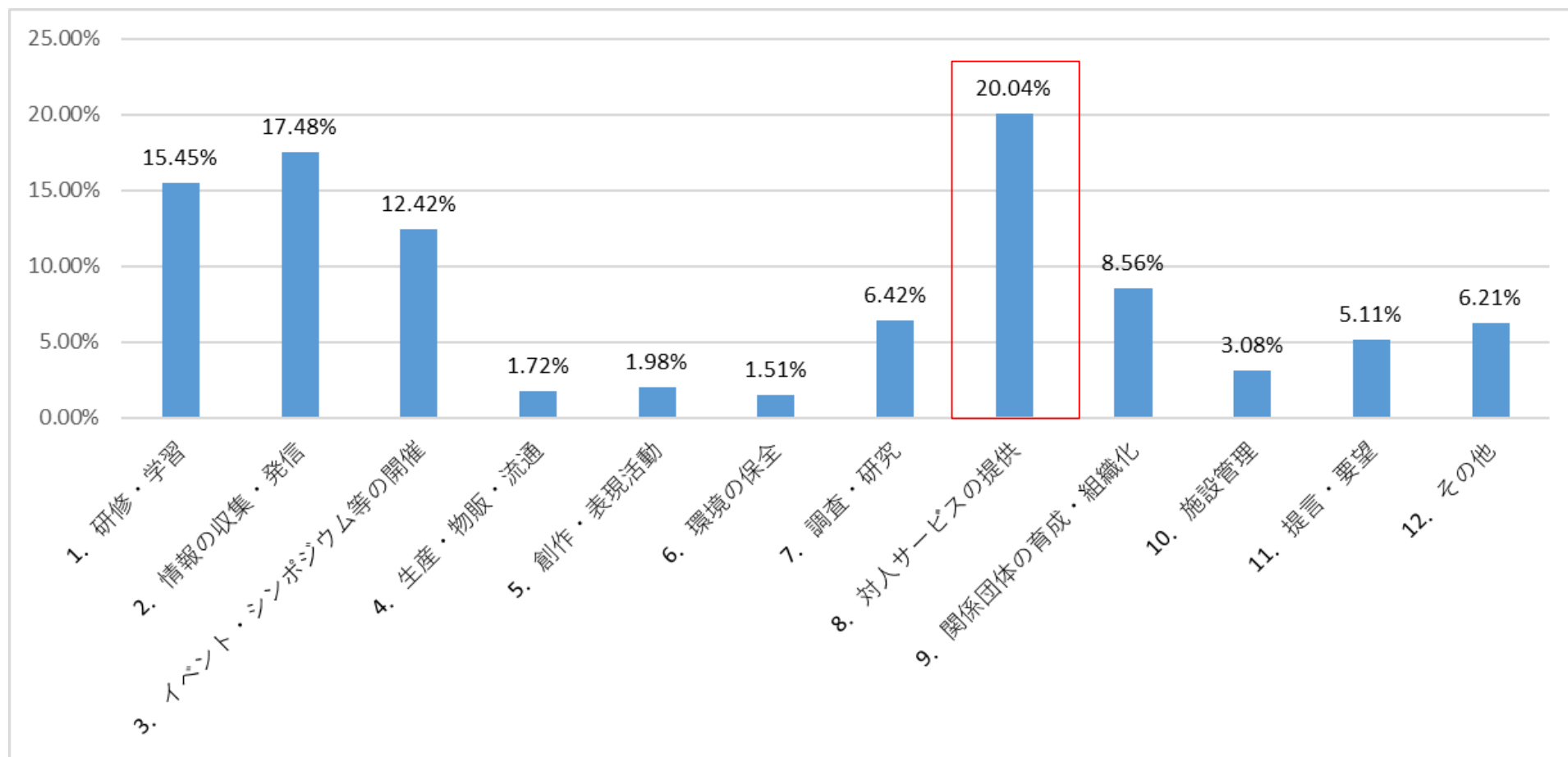
- 1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2. 社会教育の推進を図る活動
- 3. まちづくりの推進を図る活動
- 4. 観光の振興を図る活動
- 5. 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7. 環境の保全を図る活動
- 8. 災害救援活動
- 9. 地域安全活動
- 10. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11. 国際協力の活動
- 12. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13. 子どもの健全育成を図る活動
- 14. 情報化社会の発展を図る活動
- 15. 科学技術の振興を図る活動
- 16. 経済活動の活性化を図る活動
- 17. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18. 消費者の保護を図る活動
- 19. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20. 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動

3.2. 調査結果

②孤独・孤立に関わる活動の傾向(1/4)

孤独・孤立状態の課題に関わる活動として最も多いのは、孤独・孤立状態の人に対する直接的な活動といえる「対人サービスの提供」であり、20.04%と全体の5分の1を占める結果であった。

■孤独・孤立状態の課題に関わる活動(n=1,916)

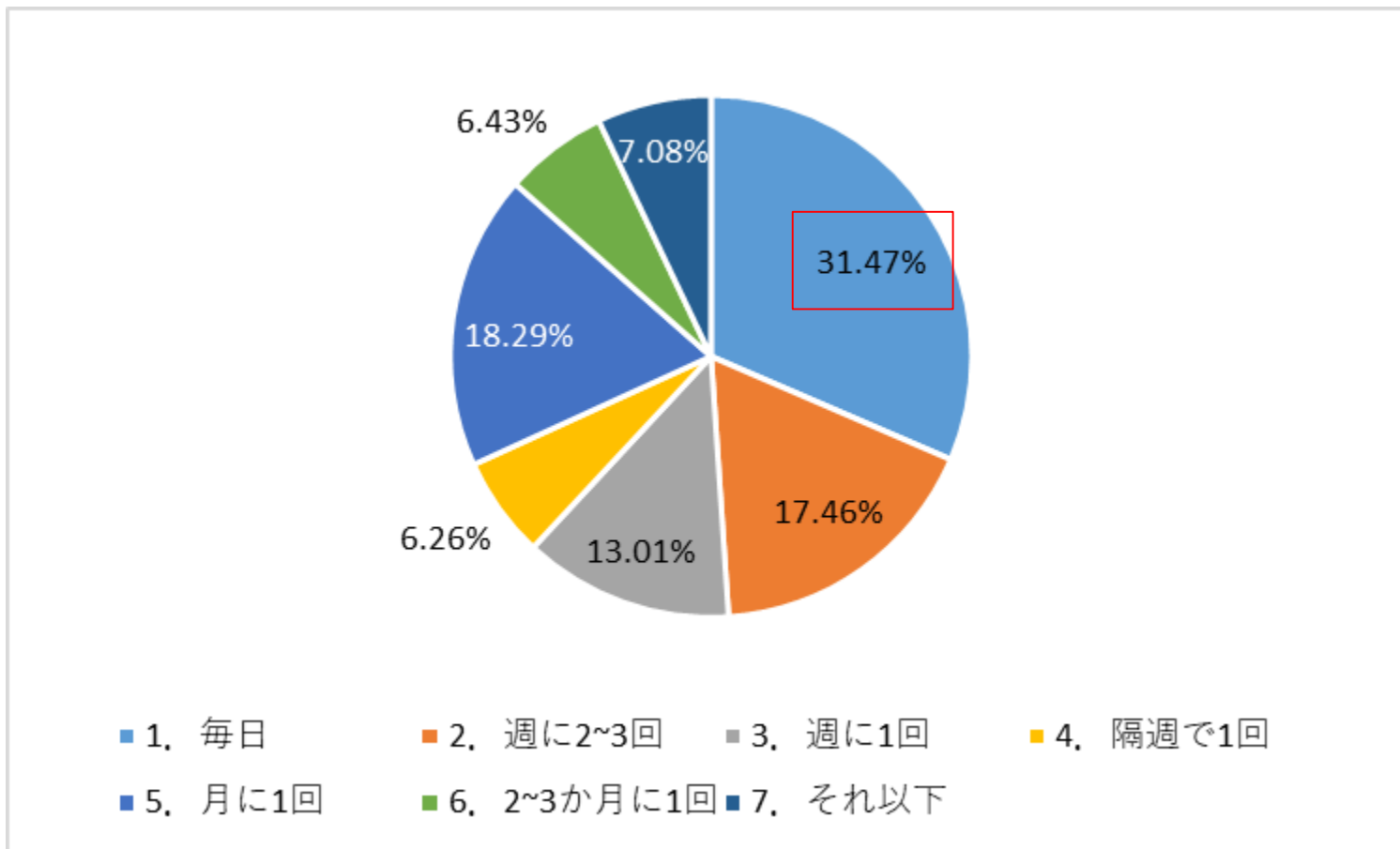


3.2. 調査結果

②孤独・孤立に関わる活動の傾向(2/4)

活動のおおよその頻度は、「毎日」が最も多く31.47%、次いで「月に1回」の18.29%、「週に2～3回」の17.46%であった。

■孤独・孤立状態の課題に関わる活動のおおよその頻度(n=607)

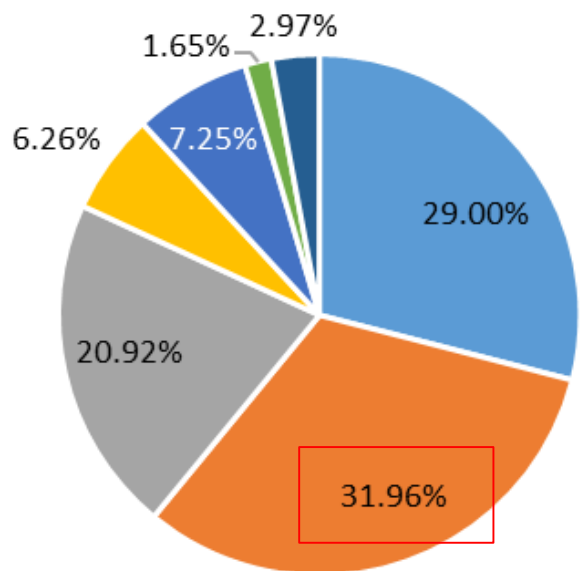


3.2. 調査結果

②孤独・孤立に関わる活動の傾向(3/4)

活動に参加したボランティアのおおよその人数は、「10人未満」が31.96%と最も多く、全体の約3分の1を占める結果であった。

■孤独・孤立状態の課題に関わる活動に参加したボランティアのおおよその人数(n=607)



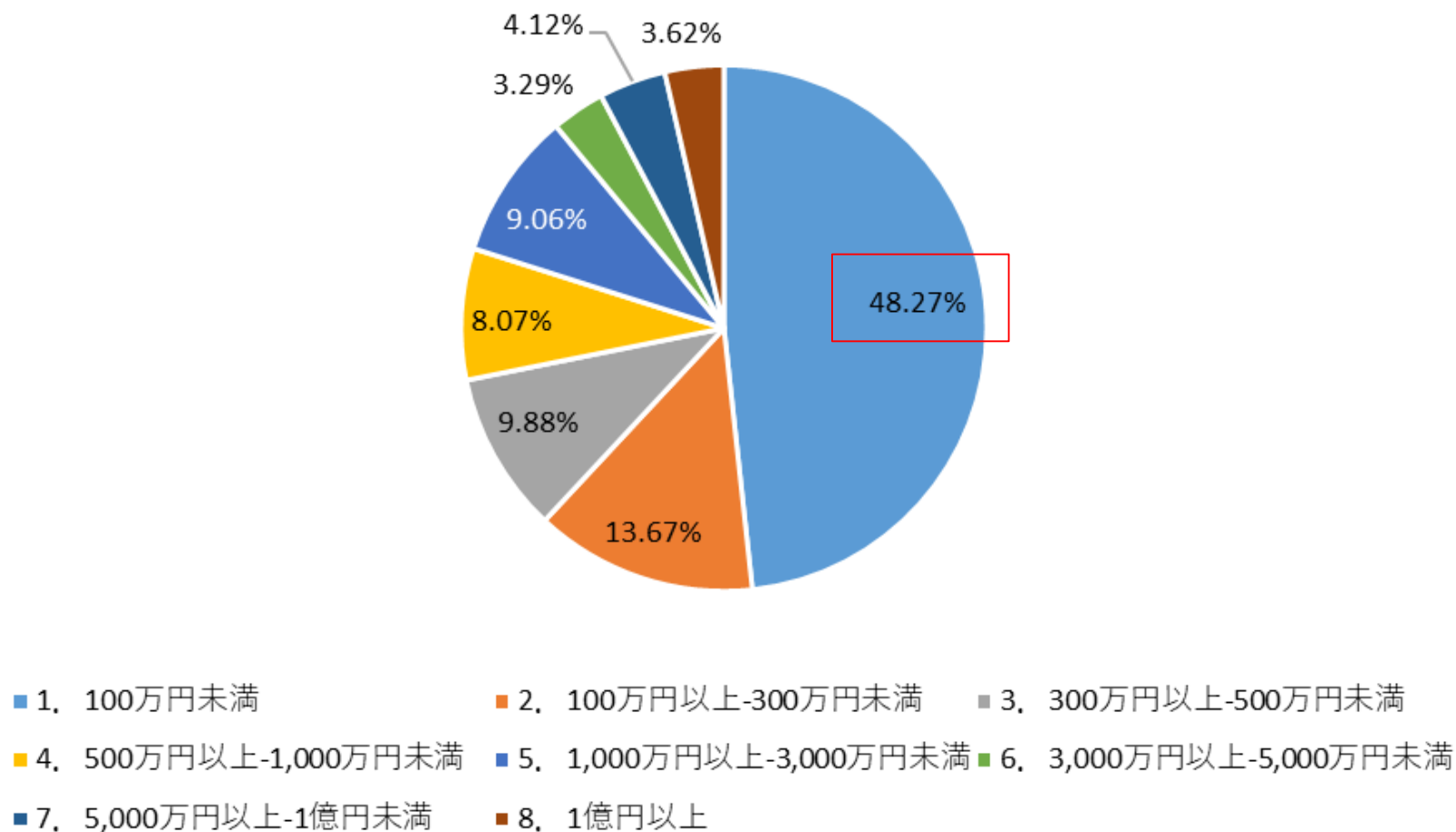
- 1. ボランティアは参加していない
- 2. 10人未満
- 3. 10人以上-50人未満
- 4. 50人以上-100人未満
- 5. 100人以上-500人未満
- 6. 500人以上-1,000人未満
- 7. 1,000人以上

3.2. 調査結果

②孤独・孤立に関わる活動の傾向(4/4)

活動予算は、「100万円未満」が48.27%と約半数を占め最も多い。予算額が増額するにつれて、回答数は減少傾向にある。

■孤独・孤立状態の課題に関わる活動の予算(n=607)

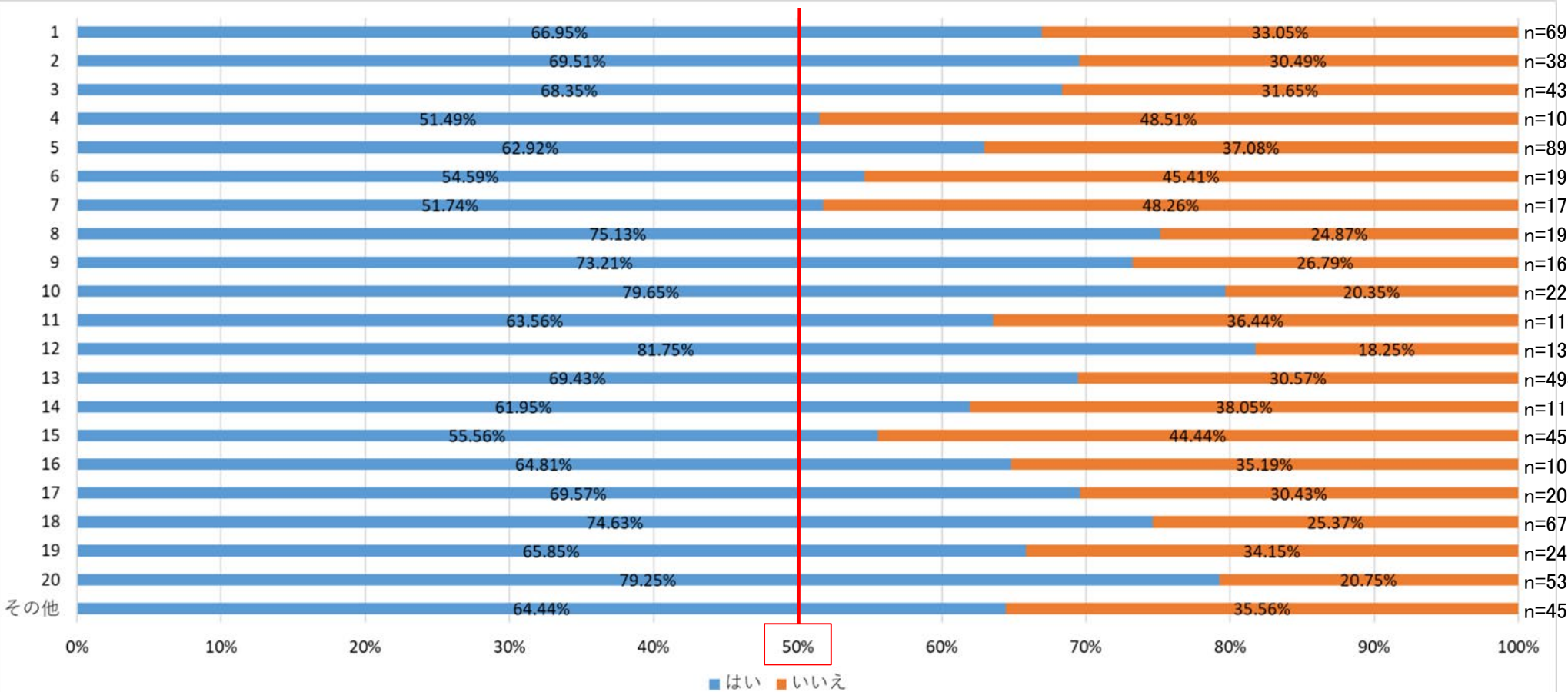


3.2. 調査結果

③活動自認別の傾向(1/4)

活動分野毎に差はあるものの、どの分野も5割以上は孤独・孤立状態の課題に関わる活動に取り組んでいる。孤独・孤立の解決につながる活動は特定分野によらないことが思料できる。

■孤独・孤立状態の課題に関わる活動有無一活動分野※別



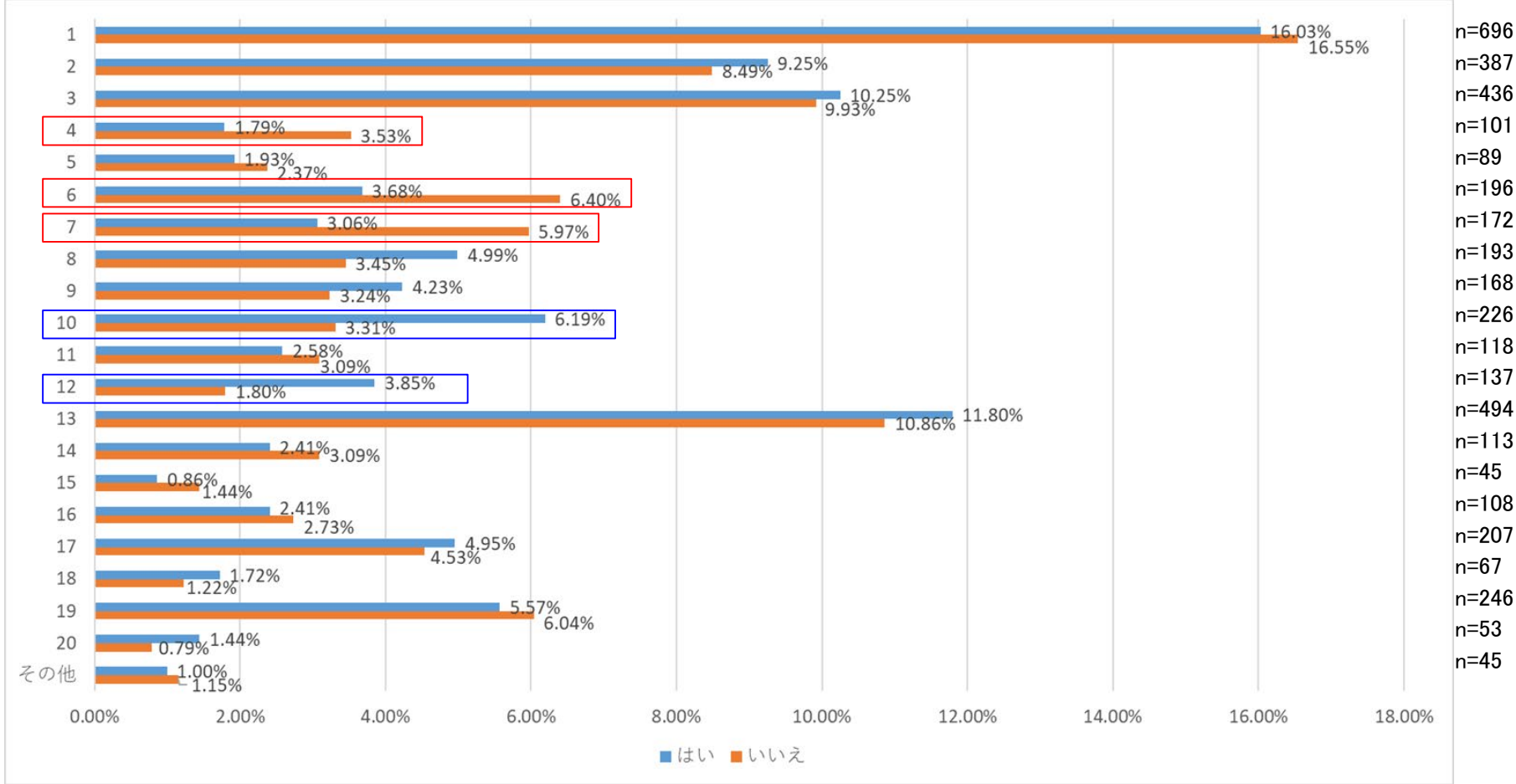
※1～20は「特定非営利活動促進法第二条別表」による分類

3.2. 調査結果

③活動自認別の傾向(2/4)

活動分野毎に「はい・いいえ」の差をみると、「はい」の回答グループでは第10号・第12号、「いいえ」の回答グループでは第7号・第6号・第4号が他と比較して大きな差が見られた。

■ 孤独・孤立状態の課題に関わる活動有無一活動分野※別



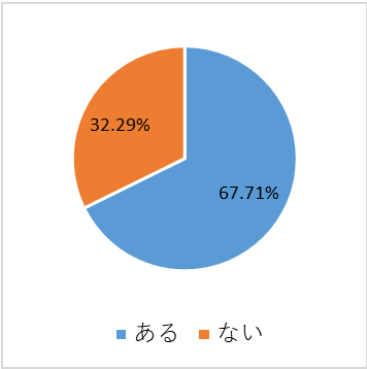
※1～20は「特定非営利活動促進法第二条別表」による分類

3.2. 調査結果

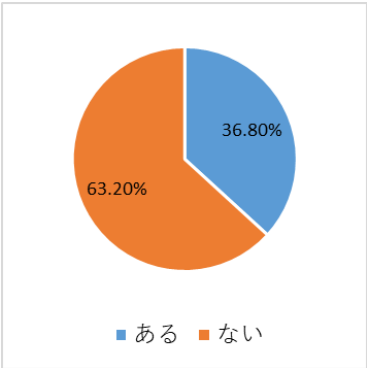
③活動自認別の傾向(3/4)

これまで孤独・孤立対策においてフォーカスが当たっていたと考えられる困難な状況にあった人がスタッフ・ボランティアなどの運営者として関与していることから、団体が自認せずとも孤独・孤立の解消につながっている活動がある可能性があると思料できる。

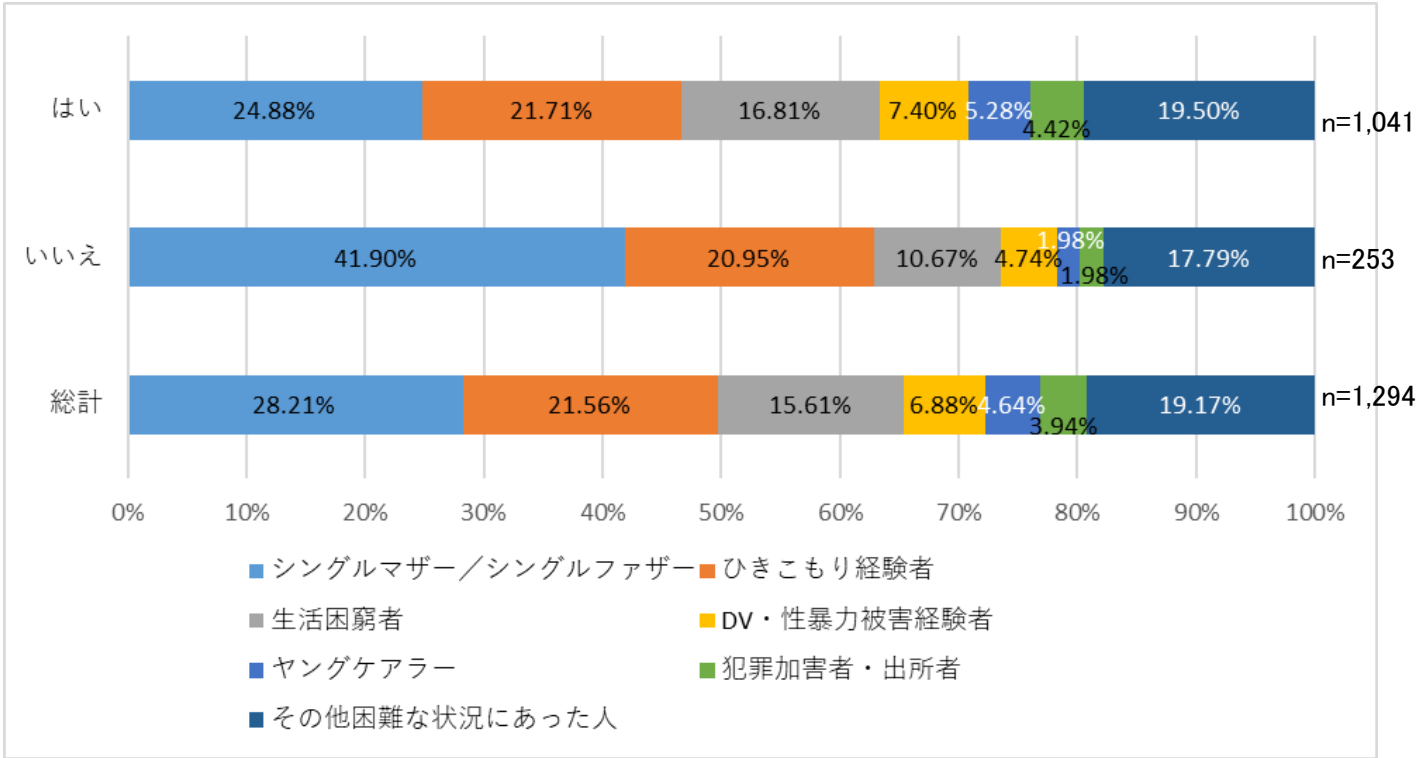
■運営者の参加有無
—孤独・孤立活動有(n=607)



■運営者の参加有無
—孤独・孤立活動無(n=413)



■孤独・孤立状態の課題に関わる活動有無—運営者別

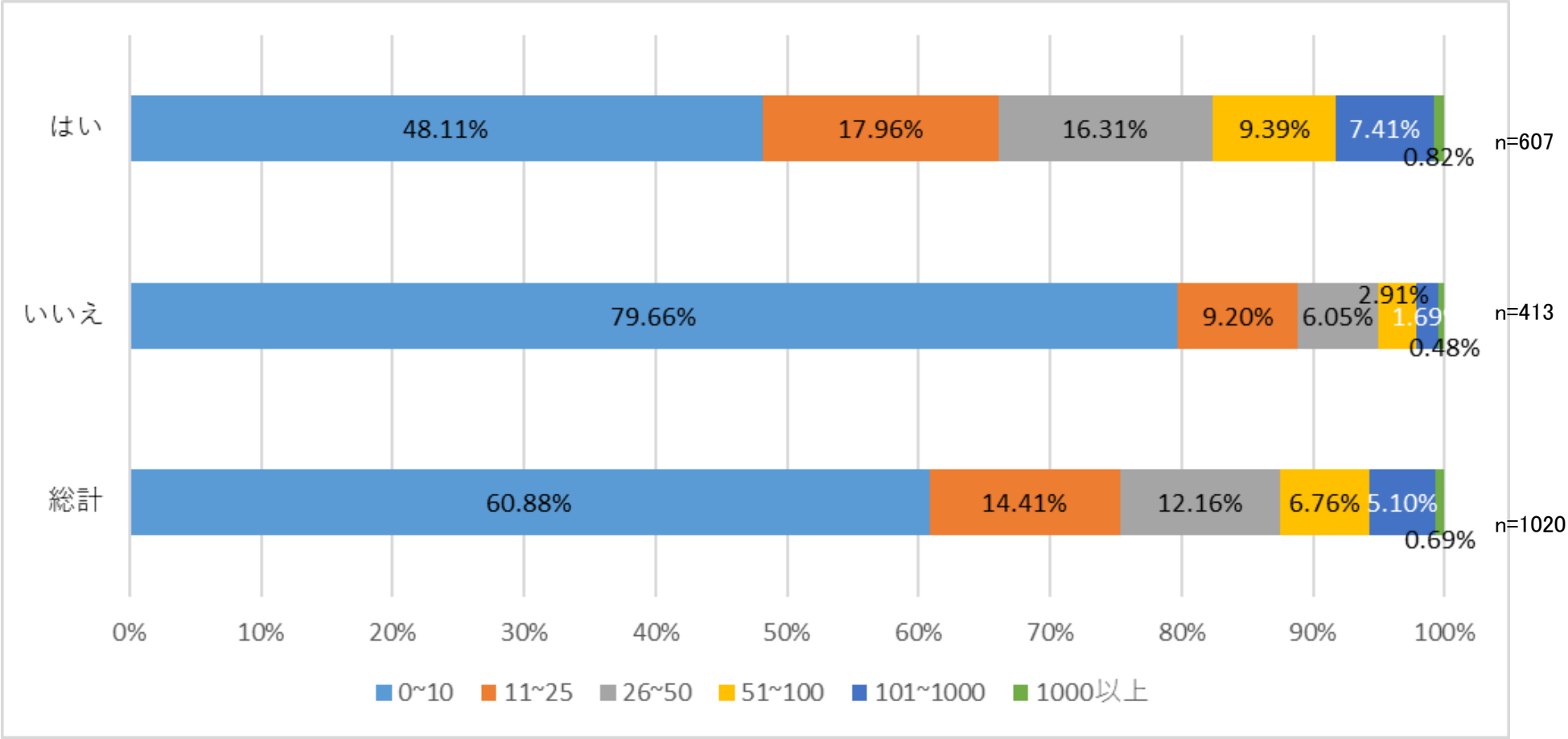


3.2. 調査結果

③活動自認別の傾向(4/4)

活動を自認している団体ほど直近年度の連携団体数が増加している。ゆえに、孤独・孤立問題に取り組む際に、多様な機関の連携が必要であるのではないかと思料できる。

■孤独・孤立状態の課題に関わる活動有無一直近年度の連携団体数別



3.2. 調査結果

④活動の広がり傾向

「これまでの活動で思いもがけず広がった経験はあるか、またその具体的な内容※」について、以下の意見があった。これらの意見から、直接目的でなくても孤独・孤立の解消につながる活動があると言えるのではないかと思料する。

- ・ 一般市民向けの生物多様性保全・里山保全のための山林整備活動にひきこもり者が参加。山林整備活動の充実感や達成感、また親子参加した家族間のコミュニケーションが促進され、孤独・孤立対策やその予防にもつながっていると感じた。
- ・ 築古物件をボランティアの方とリフォームし、住宅確保要配慮者に提供。高齢者や矯正施設出所者の方々もリフォームに参加し、自分が必要とされている居場所作りにもなった。
- ・ 公共スケートパークが、不登校や引きこもり状態など、多様な人々が安心して自分の素を出して集える場所として活用されている。

- ・ 若者の自死予防のアプリの話をIT関連企業と進める中で、オンライン上で孤立した若者との接点を探る取り組みに発展。
- ・ 子どもたちの居場所作りを始めたが、ヤングケアラーやその子どもたちが大人になって行政支援が切れた場合でも利用・相談する場所になってきている。

孤独・孤立の解消を目的としないイベント・居場所が、
困難な状況にあった
当事者の参加により、
結果的に孤独・孤立の
解消につながることもある

孤独・孤立に関連する
ある分野の課題解決が、
他分野の課題解決に副次
的に広がることもある

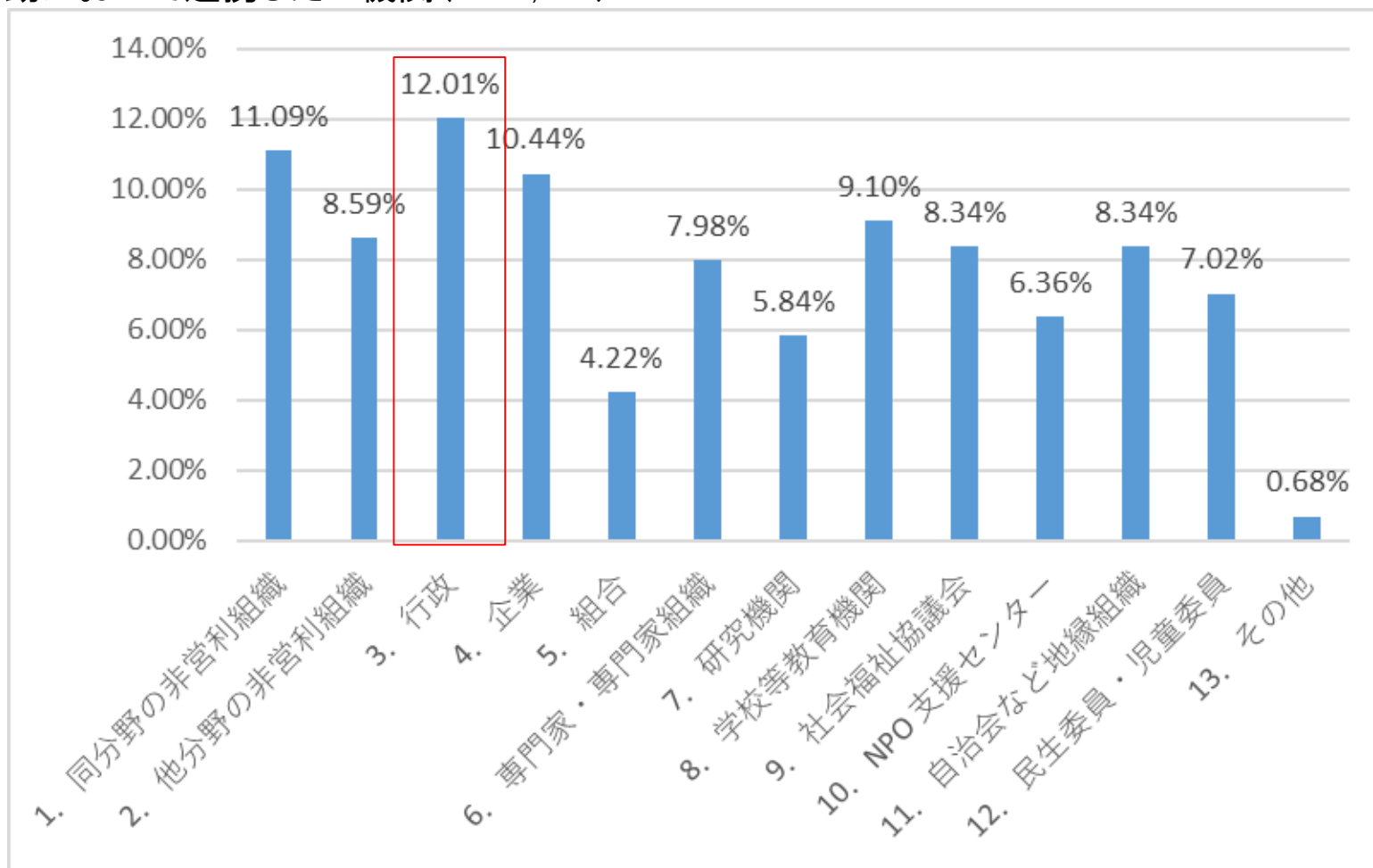
※「問⑫.これまでの活動において、以下の各項目に当てはまる経験はありますか。当てはまるものをすべて選択してください」選択肢「1.思いもかけず単発のイベント/事業に多くの参加者が集まった経験、2.思いもかけず継続的な事業(〇〇教室など)に多くの参加者が集まった経験、3.思いもかけず多くのボランティアが集まった経験、4.思いもかけない人や団体が協力してくれた経験、5.思いもかけず寄付が集まった経験」「問⑬でいずれか1つでも選択した方は、その具体的な内容について可能な範囲で教えてください」

3.2. 調査結果

⑤連携に関する傾向(1/2)

今後連携したい機関として、最も多い機関は「行政」の12.01%であり、次いで「同分野の非営利組織」の11.09%、「企業」の10.44%であった。

■今後の活動において連携したい機関(n=6,495)

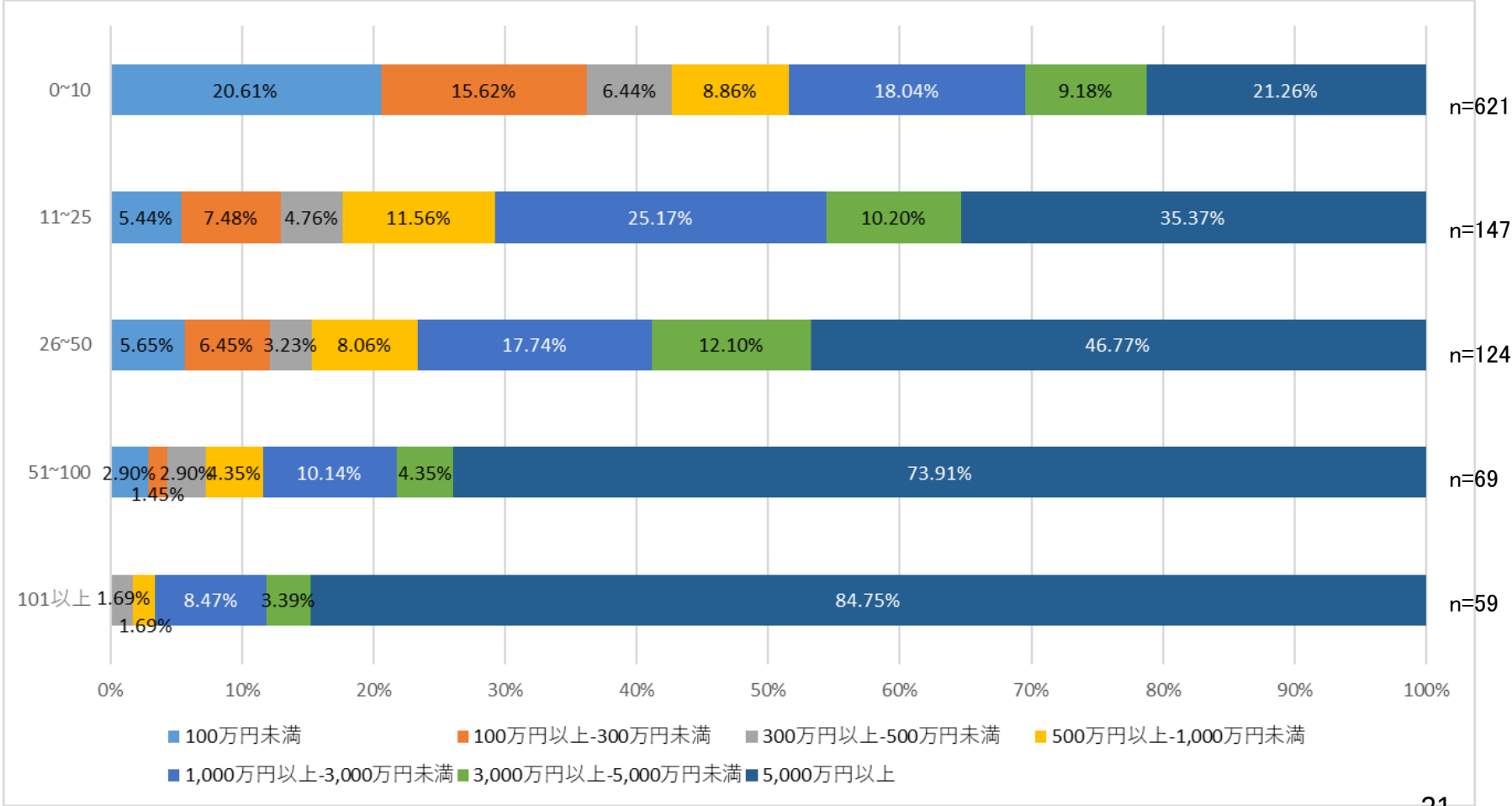


3.2. 調査結果

⑤連携に関する傾向(2/2)

直近年度の財政規模と事業推進における連携団体数は比例する結果であり、連携団体数が増加するほど財政規模も増加することが明らかになった。

■直近年度の財政規模一直近年度の連携団体数別

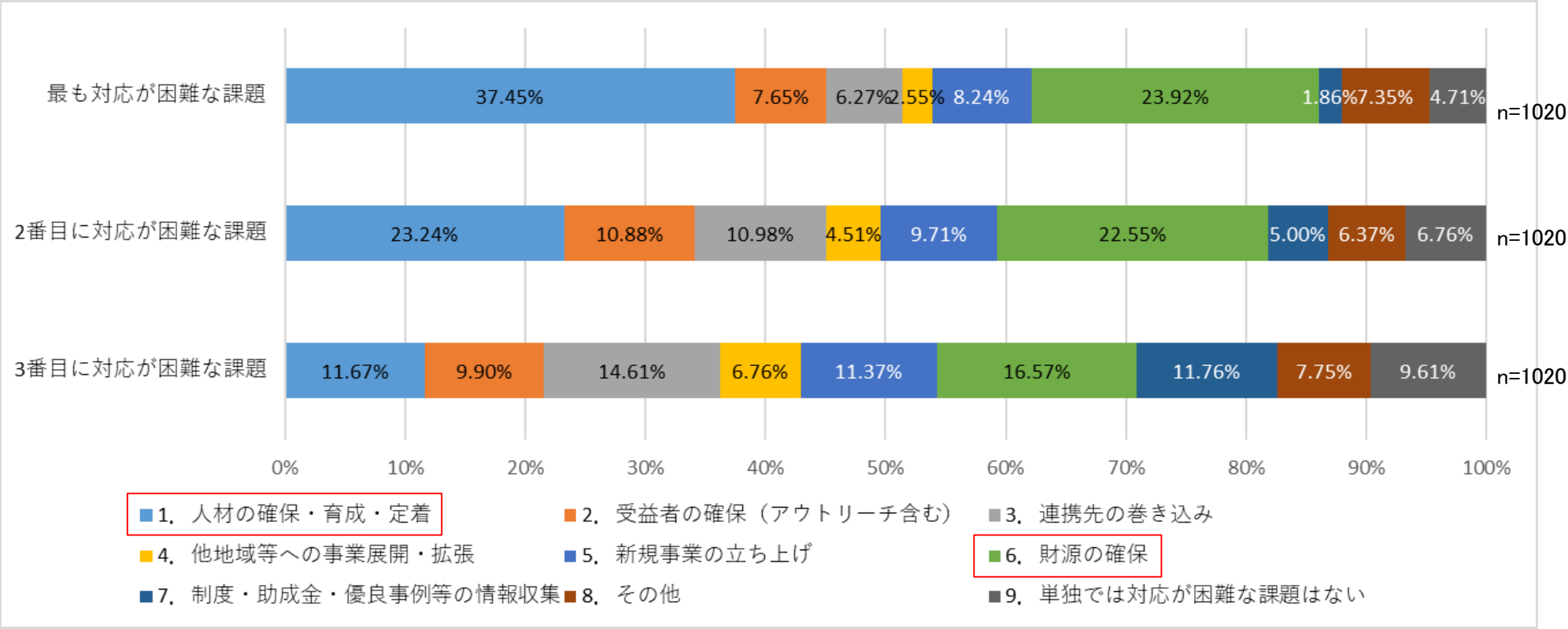


3.2. 調査結果

⑥組織課題の傾向(1/3)

「人材の確保・育成・定着」「財源の確保」が課題のトップであることが明らかになった。次いで、「受益者の確保」「連携先の巻き込み」「新規事業の立ち上げ」が課題としてあげられている。

■孤独・孤立の問題に対して団体単独では対応が困難な課題一順位別

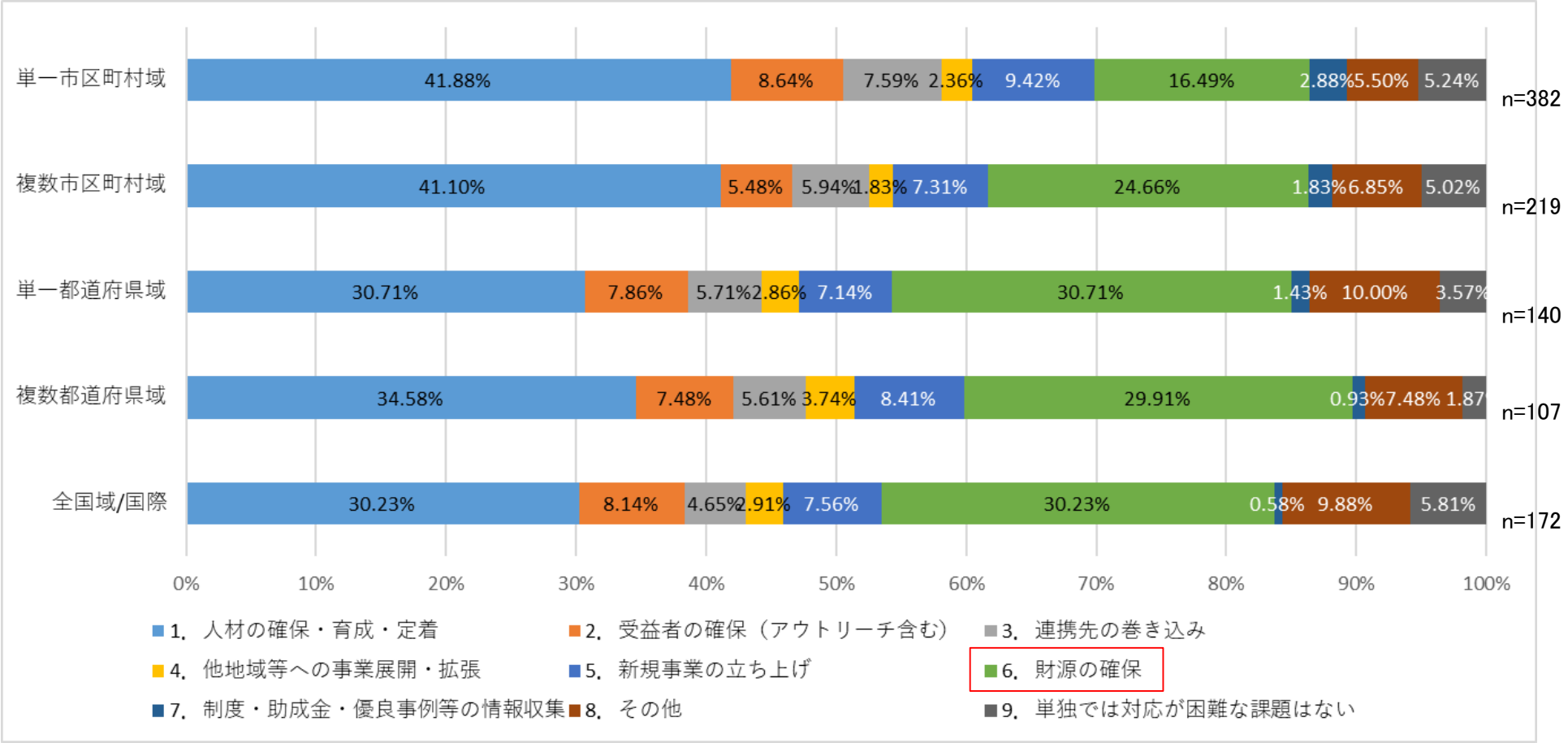


3.2. 調査結果

⑥組織課題の傾向(2/3)

活動対象エリアが拡大するにつれて、対応が困難な課題として「財源の確保」の割合が増加傾向にある。広域に活動するほど財源確保が課題にあがることがわかる。

■ 孤独・孤立の問題に対して団体単独では最も対応が困難な課題－活動対象エリア別

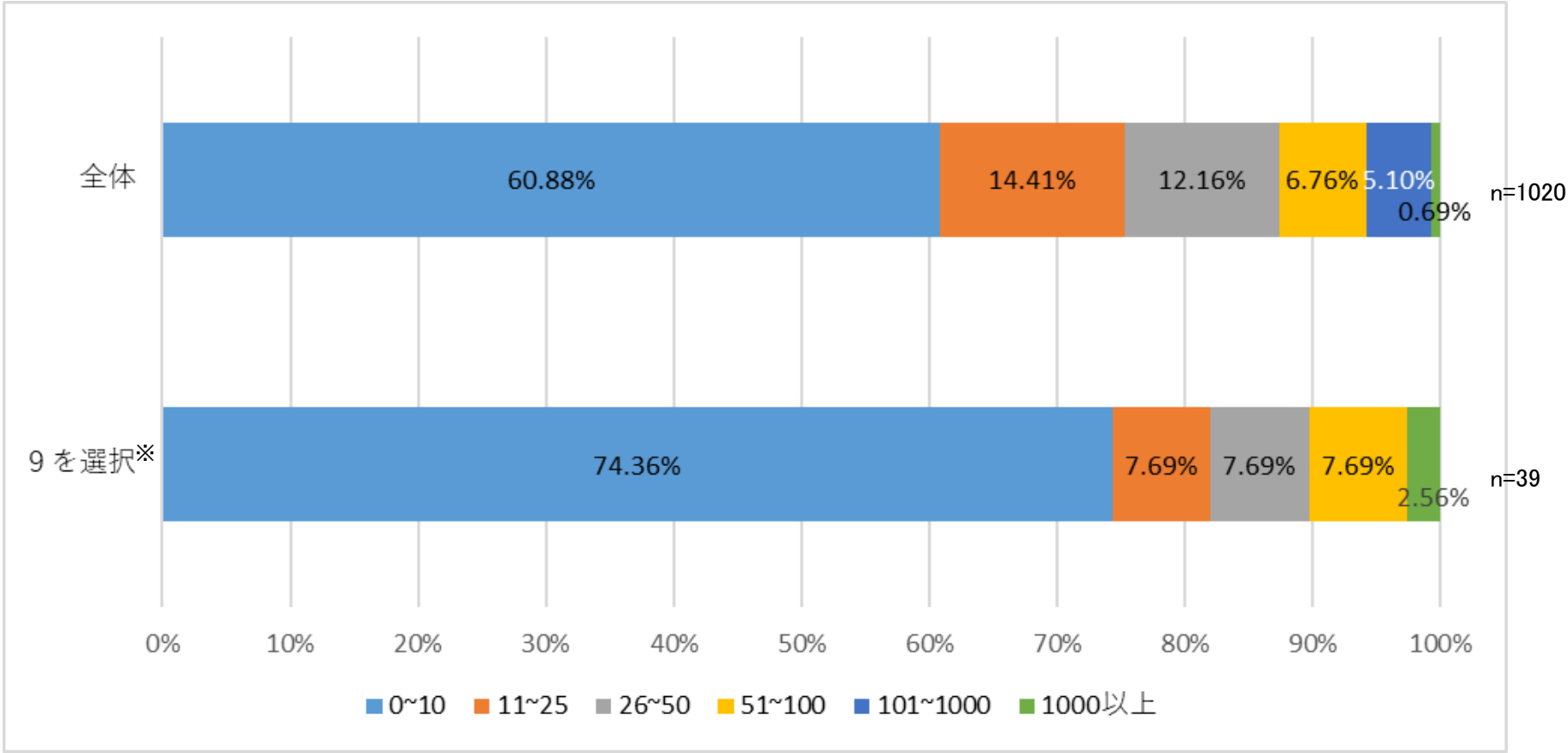


3.2. 調査結果

⑥組織課題の傾向(3/3)

上位1～3位全てにおいて単独では対応が困難な課題はないと回答した団体の方が、事業推進における連携団体数が少ない傾向にあることが明らかになった。

■直近年度の連携団体数－単独では対応が困難な課題の回答別



※:選択肢9「単独では対応が困難な課題はない」

4. 示唆

- 孤独・孤立に関する活動自認別の傾向として、活動自認がある団体が全分野で5割を超えており、分野に関わらず半数近いNPO法人等が孤独・孤立を活動において意識していると言える。
他方、「環境の保全を図る活動」「観光の振興を図る活動」「学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動」の3分野は活動自認していないという回答で、他分野と比較して差異(2.98~1.74%)が見られる。よって、3分野は活動において孤独・孤立との接点を感じにくいことが想定される。また、活動の参加対象者が限定的ではない分野でもあるとも考えられる。
これらから、孤独・孤立問題への取組は、生活困窮者支援等の特定の分野にこだわらず、幅広い分野の団体・参加対象者の参画や協力が得られる可能性を示唆していると言える。
- 組織課題においては、広域に活動するほど財源確保が課題にあがることから、活動対象エリアの拡大は財源確保と同時にやるべきではないかと考えられる。
- 連携に関しては、活動自認別の連携団体数で、自認している団体の方が連携団体数が多いことから、孤独・孤立問題は多様な機関の連携による取組が必要であることを示唆している。
また、財政規模と連携団体数は比例する結果であったことから、連携団体数の多さが団体の信用度に正の影響を与え、ゆえに、更なる財源確保につながっているのではないかと考えられる。
他方、組織課題で困難な課題はないと回答した団体の方が連携団体数が少ない傾向にあることから、他機関と連携せず単独で組織課題を解決できることにより、組織内外のリソースをより事業に注力させられる環境づくりに寄与しているのではないかと考えられる。ついては、既に単独で組織課題を解決できている団体の知見やノウハウを孤独・孤立に関するネットワークを通じて提供していく取組も、今後の検討事項の一つと考える。
これらの結果から、他機関と連携する場合に、どのような場面でどのような連携が求められているのかについては、今後継続調査し明らかにしたいと考える。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 第2回シンポジウム 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

令和4年10月3日

■ 概要

□ 日時: 令和4年10月26日(水) 13:30-16:00

□ 場所: YouTube配信によるオンライン方式で開催(参加無料)

□ 参加方法: オンラインフォーム(<https://forms.gle/TS7qtXqDU1gbqudp8>) で受付

申込み締め切り: 10月20日(木) 17:00



※本シンポジウムは令和4年度「孤独・孤立対策に資するNPO法人等の連携促進等に関する調査研究事業」の一環として開催します。

■ 趣旨

・「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」(令和4年4月結果公表)では、孤独感が高い者のうち約4割は、本人が「支援が必要」と思っているにもかかわらず、我慢できる、手続きが面倒、恥ずかしいなどの理由で実際には支援が届いていない。また、不安が生じたときの相談相手は約90%を家族や親族、約63%を友人・知人が占めるなど、身近な相談相手の役割が大きいことや、回答が少なかった行政機関(約4%)やNPO等の民間団体・ボランティア団体(約1%)には、より一層の役割が求められることが示唆される。

・本シンポジウムでは、分科会1で議論された「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方に関する現状と課題および対策案を報告するとともに、「制度を知らない層」「制度は知っているが相談できない層」「当事者の相談相手になりうる層」の3層の切り口から、「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会」の実現に向けた課題と施策を考察する。

■ プログラム

時間	コンテンツ	登壇者
13:30-	開会挨拶	・村木厚子氏(内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与)
13:40-	「孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム」と「分科会」の紹介	内閣官房孤独・孤立対策担当室
13:50-	分科会1の紹介:活動紹介と「検討成果」に関する報告	・井澤徹氏(特定非営利活動法人新公益連盟)
14:10-	パネルディスカッション 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた、NPO・自治体による実践の成果と課題	【モデレーター】 ・大西連氏(内閣官房孤独・孤立対策担当室 政策参与) 【パネリスト】 ・大空幸星氏(特定非営利活動法人あなたのいばしょ 理事長) ・今井紀明氏(認定NPO法人D×P 理事長) ・薬師実芳氏(認定NPO法人ReBit 代表理事) ・馬場優子氏(足立区衛生部 部長) ・宮本みち子氏(放送大学/千葉大学 名誉教授)
15:55-	閉会	事務局

■ 本事業、シンポジウムに関するお問い合わせ

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム事務局(一般社団法人RCF内) 担当: 渡辺・浦山

電話: 03-6265-0164(渡辺携帯: 050-5897-1121/浦山携帯: 050-5897-4884)

分科会1：「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方 これまでの検討成果の概要

令和4年10月7日

1. はじめに

- 「**孤独・孤立対策の重点計画**」(R3.12.28)の基本方針(1)をテーマとして、**“支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会”**に向けて、**孤独・孤立の理解・意識**や**機運を社会全体で高める取組の在り方**を検討。
(※方針(1)：孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする)

2. 検討の視点

- 「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査(R3)」の結果を踏まえ、以下の**3つの視点から課題と対応策を検討**。
 ①**制度を知らない層**
 ②**制度は知っているが相談できない層**
 ③**相談者(相談を受ける人)になりうる層**

3. 現状と課題

4. 対策案

※ **対策案**については、**速やかに取り組むことが基本**であるが、**中長期的に取り組むものも含め、以下のようなことが考えられる。**

①制度を知らない層

- 当事者や家族に必要な情報が届くよう、**制度・情報に触れる機会の増加**が必要
- **「プッシュ型」、「アウトリーチ型」**による**予防的な関わり強化**(※転入・転出、母子健康手帳交付時等)
 - 制度や相談先の情報サイトやポータルサイト等を公共機関等のHPに掲載
 - 検索連動型の広告・ポスター
 - **孤独・孤立対策強化月間・週間**
 - 地域で制度を学ぶ・周知の機会 等

②制度は知っているが相談できない層

- 相談ハードルを下げる**、相手への迷惑負担への配慮、**遠慮・我慢をなくす**が必要
- 制度や相談機関と接する機会の増加
 - **申請負担感の削減**(**オンライン化**等)
 - イベントやキャンペーンによる効果的な周知
 - 孤独・孤立対策強化月間・週間
 - **制度活用は権利**であることの**認識周知**
(例：アウティング防止、「主訴がわからない＝どうしたらよいかわからない状態」者への広告)
 - **行政と民間団体の連携**促進 等

③相談者(相談を受ける人)になりうる層

- 社会的理解や関心**、関われるタイミングやきっかけ、**ためらいの弊害の除去**が必要
- 身近な**実践者の事例紹介**
 - 様々なライフステージにて支え手になる方法を学ぶ活動の実施
 - **認知症サポーター養成事業**のような**仕組み創設**
(※2005年開始、1,391万人(R4.6末)、全国統一のテキストによる90分程度の講座)
 - **ゲートキーパー**等の**既存の取組を推進**
 - コーディネートやサポート体制の整備 等

④その他

- 支援に関わる者は、孤独・孤立の実態(実態調査の結果等)を基礎知識として備えておくことが必要。
- **地方版官民連携プラットフォームを活用した好事例の構築・全国への普及**、自治体の幹部を含めた理解促進が重要。

5. おわりに

- 「4.対策案」は、**広く官民が連携し、相談者になりうる層の育成を基盤**にして孤独・孤立対策強化月間等に集中的に取り組むことが効果的。
- **分科会1**としては、各種取組の進捗を確認しながら、**孤独・孤立の社会環境の変化や実態を把握しつつ、さらに検討**。 27
- なお、「プッシュ型」「アウトリーチ型」の支援については、**分科会2、分科会3の議論とも連携しながら検討**。

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム

分科会 1 「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

これまでの検討成果

令和4年10月7日

分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

これまでの検討成果

1 はじめに

孤独・孤立は、当事者個人の問題ではなく、社会環境の変化により当事者が孤独・孤立を感じざるを得ない状況に至ったものである。孤独・孤立は当事者の自助努力に委ねられるべき問題ではなく、現に当事者が悩みを家族や知人に相談できない場合があることも踏まえると、孤独・孤立は社会全体で対応しなければならない問題である。孤独・孤立は、人生のあらゆる場面で誰にでも起こりうるもので、自殺念慮や生活困窮など問題を抱えた当事者へ対処するだけでなく、そうした状態になる前に対応する「予防」の観点が重要である。こうしたことから、重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討した。

2 検討の視点

検討にあたり、「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査（令和3年）」による実態調査の結果（以下「実態調査結果」という。）より、以下の点に着目した。

・「相談相手がいる」と回答した者では、「孤独感がしばしばある・常にある」の回答比率が 2.9%と低い。また、「不安や悩みの相談相手がいる人の相談相手の種類」（複数回答）は、「家族・親族」が 93.0%、「友人・知人」が 63.2%と多く、次いで「職場の同僚・学校の先生等」が 22.5%である一方で、「行政機関（国や自治体）」が 4.3%、「NPO 等の民間団体・ボランティア団体」が 1.2%と少ない。

他方、「相談相手がいない」と回答した者では、「孤独感がしばしばある・常にある」の回答比率は 23.6%である（「相談相手がいる」と回答した者での回答比率（2.9%）の約8倍）。

以上より、孤独感がある者に対しては、相談相手がいることが重要であること、家族や友人など身近な者の相談相手としての役割が大きいこと、行政機関や NPO 等の一層の役割が求められることが示唆される。

・「孤独感がしばしばある・常にある」と回答した者のうち、現在、行政機関や NPO 等の民間団体から困りごとに対する支援（対価を直接支払うものを除く）を受けていない者の理由（複数回答）は、「支援が必要ではないため」が 60.5%と最も多く、その他には、多い順に、「支援の受け方がわからないため」が 23.3%、「支援が必要だが、我慢できる程度であるため」が 13.7%、「支援を受けるための手続きが面倒であるため」が 9.1%、「支援を受けるのが恥ずかしいと感じるため」及び「支援を受けると相手に負担をかけるため」がそれぞれ 4.2%となっている。

以上より、孤独感が高い者（「孤独感がしばしばある・常にある」と回答した者）のうち約4割の者は、本人が「支援が必要」と思っているにもかかわらず、実際には支援が届いていないことが示唆される。また、支援を受けていない他の理由からは、支援の受け方の分かりやすさや情報伝達、支援手続きの煩雑さの解消や軽減、支援を受けることを無理に我慢したり恥ずかしさや他者への迷惑を過度に

意識したりしないようにするための環境づくりが求められることが示唆される。

上記を踏まえ、課題と対応策を3つの視点から検討することとした。

具体的には、「声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現を目指し、孤独・孤立についての理解・意識を浸透させつつ、

①制度を知らない層

—当事者が利用できる支援情報が届くようにする。

②制度は知っているが相談できない層

—支援を受けることを我慢したり、恥ずかしさや他者への迷惑を過度に意識しないようにする等の環境づくりに向けた取組により、相談がしやすい社会を目指す。

③相談者(相談を受ける人)になりうる層

—様々なステークホルダーを取り込み、機運醸成を図る。

には、どのように取り組むべきかを検討した。

3 現状と課題

①制度を知らない層

当事者や家族に必要な情報が届くようにする必要がある、制度や情報に触れる機会を増やす必要がある。

(関連する意見)

- ・海外にルーツを持つ子ども・若者、保護者は、言葉の壁があり、制度、情報へのアクセスが悪い。制度があることすら誰かが教えてくれなければ分からないという状況。
- ・窓口職員をはじめとした担い手の理解促進により、情報を提供出来るようになる等、相談のハードルが下がることもあるため、担い手に対する研修の充実や情報の整理が必要。

②制度は知っているが相談できない層

支援を受ける手続きなどをわかりやすくすることで、相談へのハードルを下げる。また、相手への迷惑や負担を気にすることや、遠慮や我慢をなくすことで、相談できる社会環境をつくる。

(関連する意見)

- ・行政ではなく民間団体がインフォーマルに相談を受けることで相談のハードルが下がることもある。行政と民間団体の連携が重要。
- ・相談のハードルを下げることに同時に、ハードルまで行き着けるような仲間づくりをどのようにしていくのかが、孤独・孤立対策全般の中で重要なテーマかと思う。相談がうまくできなかったような人たちが仲間をつくることによって、仲間を介して相談してくれるようになることもある。
- ・相談をする側・受ける側の両者に自己責任的な考えが強いが、気軽な関係性になるこ

とが相談のハードルが下がることにつながる。また、相談をする側・受ける側の関係性構築に限らず、当事者同士の仲間をつくることで相談に行きつくケースもあり、仲間づくりは重要なテーマである。

③相談者（相談を受ける人）になりうる層

社会的理解や関心を高めたり、関われるタイミングやきっかけをつくることや、相談者になることをためらう人の弊害をなくす。

（関連する意見）

- ・相談者になりうる層については「なぜ関わりが薄いのか」という議論が必要ではないか。米国では小学校からボランティアに従事する機会が多く、活動自体が根付いている。幼少期の経験が乏しいことが課題であれば、そこに向けた対応策を考えてもよいのではないか。
- ・現実には、相談を受ける人はスキル・知識がある人ではなく、地域の人が多様な場づくりの中で相談を受ける人の層となることもある。

4 対策案

対策案については、速やかに取り組むことが基本であるが、中長期的に取り組むものも含め以下のようなことが考えられる。

① 制度を知らない層

- ・当事者や家族に必要な情報が届くようにするには、「プッシュ型」、「アウトリーチ型」で支援情報を届け、予防的な関わりを強化する（例：転入・転出、母子健康手帳の交付、子どもの定期健診時等のアプローチで、相談支援情報の入った連絡先カードの配布等による情報提供等）。当事者や家族が必要とする情報を必要なタイミングで周知する。これらは、ライフステージごとにあり様々な言語での対応も考慮する。
- ・支援制度や相談先の情報サイトやワンストップのポータルサイト（チャットボット）等を公共機関等のホームページに掲載する。また、検索連動型広告や、ポスターによる発信を行う。加えて、③の孤独・孤立の理解者の養成を契機として、イベントやキャンペーン企画による周知により、効果的に取組む。
- ・孤独・孤立対策強化月間・週間等の設定により、集中的な啓発活動に取組む。
- ・学校や職場、自治体内研修により地域などで制度について学ぶ、周知する機会をつくる。

② 制度は知っているが相談できない層

- ・日常のなかで制度や相談機関と接する機会を増やす。相談対応の時間帯、曜日等の拡大とともに、制度活用の情報やチラシを公的機関以外にも常備する。
- ・制度申請の簡易化やオンライン化、自動ツールの導入などにより、手続きの負担感を減らす。

- ・相談してもいいと思えるような情報発信、広報に努める。加えて、③の孤独・孤立の理解者の養成を契機として、イベントやキャンペーン企画による周知により効果的に取り組む。
- ・孤独・孤立対策強化月間・週間等を設定し、集中的に取り組む。
- ・制度や相談機関の壁をなくす・減らすような広報、発信をする。制度を活用することは権利であるとの認識を周知する(例:アウティングを防ぐことや、職員が知識をアップデートしていることの積極的な情報発信や、「主訴がわからない＝どうしたらよいかわからない状態」の方でも相談をしてくださいという広告等)。
- ・行政よりも民間団体がインフォーマルに相談を受けることで相談のハードルが下がることから、行政と民間団体が連携を進める。

③相談者(相談を受ける人)になりうる層

- ・身近な実践者の事例を紹介する。
- ・孤独・孤立の理解者を増やす活動として、学校や職場、自治体内研修により地域などで制度について学ぶ、また住民参加型の地域活動や、ボランティア活動などにより周知する機会をつくる、支え手になる方法を様々なライフステージで学ぶといった活動を実施。誰もが支え手になれるように、幼少期から経験を積み実践することが重要。
- ・「認知症サポーター養成事業(注)」を参考に、孤独・孤立の理解者を増やす活動として同養成講座のような仕組みを設ける。また、実態調査結果(孤独感の傾向等)を孤独・孤立に関する基礎知識として学習する仕組みとすることに留意する。

この受講者へPRバッチや悩みの相談先を記載したカードの配布等により、上記①②のような方々への支援に資する。

(注) 認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域や職域で認知症の人や家族に対して、できる範囲での手助けをする「認知症サポーター」を養成する事業。2005年に開始され、これまでに1,391万人が受講している(令和4年6月末現在)。自治体による地域住民向けの講座のほか、団体や企業による職域での養成も行われている。

- ・既存の取組を推進するとともに、ゲートキーパーの更なる養成・支援の充実を行う。
- ・養成をされた様々な人たちが活躍できる場を設けるとともに、気持ちを保ち活動をつづけられるためのコーディネーターやサポートをする(支援者を支援する)体制を整備する。

④その他

上記①～③に取り組むにあたり、こうした対応の前提として、「①制度を知らない層」や「②制度は知っているが相談できない層」に関わる支援情報を届ける立場にある者(「プッシュ型」、「アウトリーチ型」で支援情報を届ける者)や、「③相談者(相談を受ける人)になりうる層」において、以下のような実態調査結果を孤独・孤立に関する基礎知識として備えておくことが必要と考えられる。

○男女別・年齢階級別の孤独感

孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の割合は、男性全体では4.9%、女性全体では4.1%となっている。年齢階級別にみると、男女ともに30歳代が最も高

くなっている（男性 8.3%、女性 7.3%）。

○現在の孤独感に至る前に経験した出来事

孤独感が「たまにある」、「時々ある」、「しばしばある・常にある」と回答した人がその状況に至る前に経験した出来事をみると、「一人暮らし」、「転校・転職・離職・退職（失業を除く）」、「家族との死別」、「心身の重大なトラブル（病気・怪我等）」、「人間関係による重大なトラブル（いじめ・ハラスメント等を含む）」を選択した人が多い。

なお、こうした基礎知識は、当事者にアプローチすることが多い教職員や、専門職種の養成課程のプログラムなどに設けることで、理解を深めることが期待できる。

そのほか、

- ・地方における孤独・孤立対策の好事例を把握し、地方版官民連携プラットフォームを活用して好事例の構築を図り、全国への普及を進める。

- ・地方での取組の推進には、自治体の幹部を含めた理解促進が重要。

といったことにも留意する。

5 おわりに

声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、3つの視点から課題と対応策の検討を重ねた。その結果、対策案として、①制度を知らない層は、「プッシュ型」、「アウトリーチ型」の情報提供や啓発活動、②制度は知っているが相談できない層は、相談対応の拡大・オンライン化や啓発活動、③相談者（相談を受ける人）になりうる層は、実践者の事例紹介や各セクターとの連動、相談者になりうる層の育成等が有効ではないかと考えた。

これらの対策案については、広く官民が連携して取り組むことが必要である。また、③相談者になりうる層の育成を基盤にして、「孤独・孤立の理解者の増加・育成」のためのイベントやキャンペーン企画などによる啓発活動を「孤独・孤立対策強化月間等」に集中的に取り組むことが効果的である。

分科会1としては、上記の取組の進捗を確認しながら、孤独・孤立の社会環境の変化や実態を把握しつつ、さらに検討を行っていく。

なお、「プッシュ型」、「アウトリーチ型」の支援については、分科会2、分科会3の議論とも連携しながら検討をしていくこととしたい。

分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方 これまでの活動報告

分科会1「声を上げやすい・声をかけやすい社会」に向けた取組の在り方

重点計画の基本方針「孤独・孤立に至っても支援を求める声を上げやすい社会とする」をテーマとして、支援を求める声を上げやすい・声を受け止める・声をかけやすい社会に向けて、孤独・孤立についての理解・意識や機運を社会全体で高めていくための取組の在り方を検討。

幹事団体

特定非営利活動法人 あなたのいばしょ(SNS相談コンソーシアム)

特定非営利活動法人 新公益連盟

目標

「声を上げやすい・声をかけやすい」社会の実現を目指し、孤独・孤立についての理解・意識を浸透させつつ、

- ①制度を知らない層:当事者が利用できる支援情報が届くようにする。
- ②制度は知っているが相談できない層:スティグマの解消に向けた取組により、相談がしやすい社会を目指す。
- ③相談者(相談を受ける人)になりうる層:様々なステークホルダーを取り込み、機運醸成を図る。

担当幹事会の開催

開催日時	参加者	議題
4/27(水)	・内閣官房 田村真一、吉川晃 ・あなたのいばしょ 大空幸星、林由貴江 ・新公益連盟 井澤徹、今井紀明 ・RCF 前田絵麻	・テーマ/担当幹事について ・今後の進め方
5/18(水)	・内閣官房 田村真一、澤瀬正明、大西連、高橋範充、吉川晃 ・あなたのいばしょ 大空幸星、上原純枝 ・新公益連盟 井澤徹、今井紀明 ・RCF 前田絵麻、渡辺朱音	・今後の進め方 ・進め方の設定 ・各層整理に向けた論点の議論
6/6(月)	・厚生労働省社会・援護局総務課自殺対策推進室 櫻井宏充	・①「ゲートキーパー養成研修」、②「認知症サポーター養成研修」の説

	・地域共生政策自治体連携機構 北村肇 ・内閣官房 田村真一、澤瀬正明、大西連、吉川晃 ・あなたのいばしょ 大空幸星、上原純枝 ・新公益連盟 井澤徹、今井紀明 ・RCF 前田絵麻、渡辺朱音	明、ヒアリング ・分科会1(第1回)企画検討 ・分科会1(第1回)ロジ(プログラム案/時間配分/対象者 等) ・分科会1(第1回)担当者/スケジュール等
6/22(水)	・内閣官房 田村真一、大西連、高橋範充、吉川晃 ・あなたのいばしょ 大空幸星 ・新公益連盟 井澤徹、今井紀明 ・RCF 前田絵麻	・分科会1(第1回)企画検討 ・分科会1(第1回)集客、ロジ ・分科会1(第1回)資料の確認 ・分科会1(第1回)担当者/スケジュール等 ・今後のスケジュール
7/20(水)	・内閣官房 田村真一、大西連、高橋範充、吉川晃 ・あなたのいばしょ 大空幸星、上原純枝 ・新公益連盟 井澤徹 ・RCF 渡辺朱音	・分科会1(第1回)開催要旨 ・分科会1(第2回)企画検討 ・今後のスケジュール
8/8(月)	・内閣官房 田村真一、大西連、吉川晃 ・あなたのいばしょ 大空幸星、上原純枝 ・新公益連盟 井澤徹 ・RCF 前田絵麻、浦山泰之、渡辺朱音、中村翠	・分科会1(第2回)開催要旨 ・アウトプット様式の摺合せ ・今後のスケジュールの設定、確認 ・検討成果の参照
8/18(木)	・内閣官房 田村真一、澤瀬正明、大西連、高橋範充、吉川晃、中村俊明 ・あなたのいばしょ 大空幸星 ・新公益連盟 井澤徹、今井紀明 ・RCF 浦山泰之、渡辺朱音	・検討成果について ・分科会1「啓発系のものの整理」 ・今後のスケジュール確認
8/25(木)	・内閣官房 榊原毅、田村真一、大西連、高橋範充、吉川晃 ・あなたのいばしょ 大空幸星 ・新公益連盟 井澤徹 ・RCF 前田絵麻、浦山泰之	・アウトプット・スケジュール共有 ・具体案の検討 ・分科会1(第3回)の企画検討 ・今後のスケジュール確認

分科会の開催

・議事次第・配付資料・議事録等は、内閣官房 孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会1のウェブサイト(https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kodoku_koritsu_platform/branch2022_1/index.html)を参照。

開催日時	参加構成員数	議題
6/27(月) 16:00～ 17:00	40名	(1)導入 ・分科会の目的/分科会1について (2)意見交換 ・①制度を知らない層 ・②制度は知っているが相談できない層 (3)その他
7/21(木) 14:00～ 15:00	38名	(1)経過説明 ・分科会1について (2)意見交換 ・③相談者(相談を受ける人)になりうる層 (3)その他
9/1(木) 16:00～ 17:00	40名	(1)経過説明 (2)意見交換 ・検討成果(案) (3)その他

検討成果の確定に向けた動き

- ・幹事団体にて、検討成果(案)を作成。
- ・9/1開催の第3回分科会にて、検討成果(案)を構成員に提示し意見交換を実施。また、検討成果の確定に向け、幹事団体に一任いただくことを合意。
- ・幹事団体にて、意見交換結果を検討成果(案)に反映。関係府省庁への確認を経て9/30に検討成果を確定。
- ・9/30に幹事団体が分科会を代表し、事務局へ報告。

以上

分科会 2 中間整理（案）

分科会2「きめ細やかな支援や、地域における包括的支援に向けた行政（国、地方）・民間・NPO 等の役割の在り方」

多様な主体が当事者や家族等への支援に関わることにより、切れ目なく息の長いきめ細かな支援や、地域における包括的支援を推進するため、各主体の役割や責務、各主体間の連携の在り方を整理。

【前提となる社会背景について】

○ まず、大前提として「孤独・孤立」が生まれやすい社会になっている。

例1：日本の人口の推移

- ・ 日本の人口は減少局面。2065 年には総人口が 9,000 万人を割り込み、高齢化率は 38%台の水準になると推計。

例2：世帯構造の変化

- ・ 単独世帯は 1960 年に 16.5%だったのが 2020 年には 38%に。2040 年には単独世帯が約4割(39.3%)と推計。
 - ・ 夫婦と子ども世帯は、1980 年に 42.1%、1995 年に 34.2%、2020 年には 25.1%。
- ⇒ 世帯の規模や家族の機能が縮減している。

例3：非正規労働者の割合

- ・ 非正規労働者は 1984 年に 15.3%だったのが 2021 年には 36.7%に増加。
- ⇒ 雇用の安定性も低下している。

例4：地域社会の変容（社会的交流、助け合い、意識）

- ・ 孤独・孤立の実態調査結果によれば、「同居していない家族や友人たちと直接会って話すことが全くない」が 11.2%、月に 1 回未満が 15.2%、月に 1 回程度が 13.8%。
- ⇒ 約 4 割が、同居家族以外の家族や友人と月に 1 回程度以下しか直接話す機会がない。
- ・ 日頃のちょっとした手助けが得られず、ときに生活支援等が必要と思われる高齢者の世帯は、1990～2015 年の 25 年間で 3.6 倍に増加(44 万世帯→160 万世帯)。その後も高齢者の世帯構成の変化に伴って増加が続き、2040 年には 2015 年の 1.4 倍(230 万世帯)になる見込み。

例5：生活課題の多様化・複合化

- ・ 生活困窮者の自立支援窓口を利用する相談者が抱える課題は、経済的困窮をはじめ、就職活動困難、病気、住まい不安定、家族の問題など多岐にわたり、複数の課題を抱える者が半数を超える。

○ 家族、雇用、地域社会のつながり・支え合いの機能のそれぞれの縮減があり、それに対応して「介護保険」や「子育て支援」が拡大しつつあるが、まだ十分に支えきれていない。

⇒ 8050 問題やヤングケアラーの顕在化、生活困窮者の増加などの社会問題化に。

⇒ 支えを持たない人、また、支えを得られにくい生活環境に置かれている人が多くいて、そうした状況が常態化している可能性がある。

⇒ 困りごとを抱えると複合的な困難さが雪だるま式に増えていき、対処不能になって、孤独

・孤立に陥ってしまうことが想定される。こうした「緊急事態」に対して、どのように支援を届けていくことができるのか。また、こうした状況に陥る前に、どのような支援や社会の環境整備を行うことで「日常」を支えることができるのか。

【それに対応して何をおこなっていくべきか】

※目標①「切れ目なく息の長いきめ細かな支援」の概念整理、主体間の認識共有（当事者目線を前提として、支援の時間軸、質、量のイメージ）

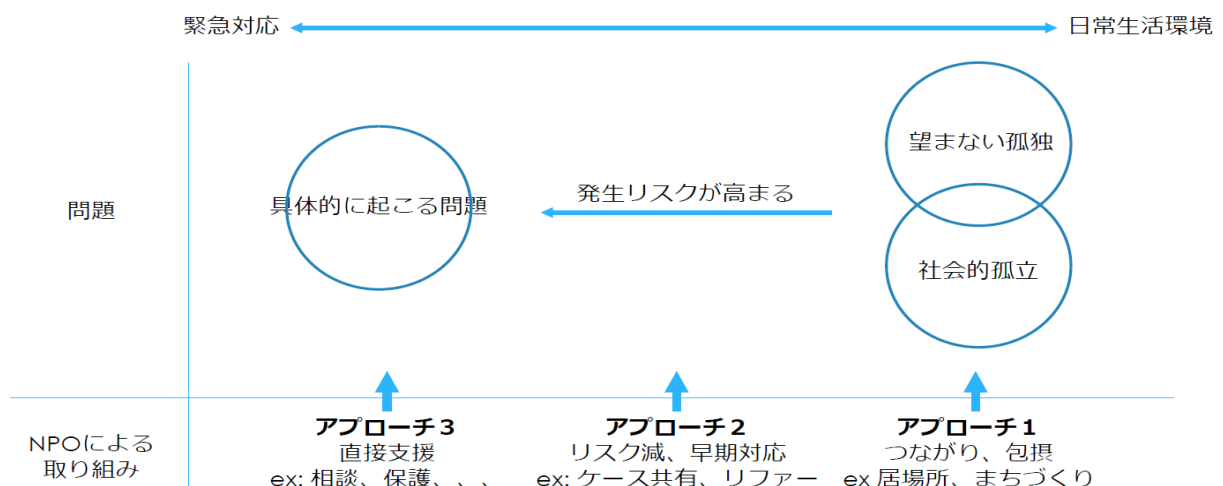
- 前記のような社会背景の中で生じている、孤独・孤立の問題の特性としては、
 - ・ 原因や背景事情が多岐にわたり、かつ複雑に絡み合い、分野横断的な支援を要する場合が多い。既存の制度や支援機関では対応できない場合もある。
 - ・ 「課題解決型の支援」のみならず、「つながり続けること」が必要な、又は適切な場合もある。また、これらとあわせて「伴走型支援」というアプローチも注目されている。¹
 - ・ 具体的な「支援」のみではなく、孤独・孤立が起こりにくいような「豊かな地域づくり」といった視点も必要である。
 - ・ 専門家による支援のみならず、非専門家がより対等な関係の中で結果的に支援の役割を担う、又は担える場合もある。
（「支えられる側」が「支える側」になる場合を含む。実態調査結果でも、「支える側」になることが孤独感の解消につながることを示唆。）
 - ・ どの世代でも起こり得る問題であり、人生の複数段階にわたって長期化する場合もある。
（実態調査結果では、孤独感が「しばしばある・常にある」と回答した人の 54%が、孤独感が5年以上継続していると回答。）
- このような孤独・孤立の問題に対しては、当事者や家族等の目線・立場に立ち、個々のニーズに即した「きめ細かな」支援を前提として、
 - ・ 分野間、支援種別間、支援主体間での連携・つながりにより、「切れ目なく」支援
 - ・ 伴走型の支援を行う場合や、ライフステージをまたいで長期化する場合において、「息の長い」支援が求められる。
併せて、「課題解決型の支援」と「つながり続けること」の両方を組み合わせることが必要と考えられる。「つながり続けること」により、生きづらさの背景が明らかでない場合や、8050 問題のように課題が複合化した場合、ライフステージに変化に応じて課題が変化する場合にも対応が可能となる。
- 孤独・孤立対策においては、これらの「課題解決型の支援」と「つながり続けること」を両立させることがセーフティネットの構築であると捉えるべきである。

¹ 重層的支援体制整備事業では、対人支援において今後求められるアプローチについて、「具体的な課題解決を目指すアプローチ」と「つながり続けることを目指すアプローチ」が支援の“両輪”と考えられるアプローチであるとし、これらの共通の基盤として「本人を中心として、“伴走”する意識」を位置づけた上で、「個人の自律的な生活を継続できるよう、本人の意向は取り巻く状況に合わせ、2つのアプローチを組み合わせることが必要。」としている。（令和元年5月28日「第2回地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」資料（一部改変）より。）

このセーフティネットが機能する場面については、孤独・孤立対策において、「緊急時対応（具体的に生じた課題を解決するための緊急対応（相談支援体制等）」のみならず、「日常生活環境（地域社会のあらゆる生活環境）における対応」が、予防や早期対応の観点からもとりわけ重要である。

- 「日常生活環境における対応」は、日々の生活に密接に関わる事柄であるにもかかわらず、効果的な施策のあり方について行政側の知見が乏しく、発展途上にあるといつてよい。孤独・孤立は誰にでも起こり得るものであり、誰もが「支えられる側」や「支える側」になり得る。孤独・孤立対策において、この部分に広く網をかけた取組を進めていくことは、「緊急時対応」を中心とした他分野・他施策の基盤を強化することにもつながると考えられる。
- 孤独・孤立対策においては、「日常生活環境における対応」として、当事者を含め広く多様な主体が関わられるようにし、それぞれの主体の強みや思い、目的を追求する中で、人とのつながりや信頼が醸成され、全体としてセーフティネットが形成されていくような「豊かな地域づくり」を進めていくことが重要と考えられる。
- 「孤独・孤立」問題とアプローチの構造を整理すると、下図のとおり。
「課題解決型の支援」は下図の「アプローチ3」に、「つながり続けること」は「アプローチ2」に、「日常生活環境における対応」は「アプローチ1」に相当する。
このうち「つながり続けること」（アプローチ2）については、
・ 「課題解決型の支援」（アプローチ3）から移行又は継続して行う場合（一定の専門性¹を要する支援）
・ 「日常生活環境における対応」（アプローチ1）から移行又は継続して行う場合（必ずしも専門性を要するとは限らない支援）
の2つがあると考えられる。

「孤独・孤立」問題の構造



¹福祉の支援や相談支援等に必要となる専門性をいう。

【参考】「つながり続けること」の事例

- ・ 民生委員、福祉委員、その他の地域住民やボランティア等の協力で行っている見守り活動（定時・随時の安否確認、ふれあい・いきいきサロンのような居場所での見守り）
- ・ 市民後見人による日常生活支援事業など、地域住民が中心となって、日常的な金銭管理を主として、困りごとを聞いたり、希望を聞いてその希望の生活を実現できるような活動
- ・ 「課題解決型の支援」から移行して行う場合としては、病院を退院した後の地域での見守り活動
- ・ 「課題解決型の支援」から継続して行う場合としては、自宅で倒れている人を発見し、地域包括支援センター等へつないだ後、在宅で公的サービスを受けながら住民が見守りを継続して行うという活動
- ・ 「日常生活環境における対応」から移行又は継続して行う場合としては、子ども食堂等の居場所に具体的な支援が必要な子どもが来た場合の専門機関等へつなぎを行う活動
- ・ ひきこもりの人の集まりに来ていた、ひきこもりの人たち同士が友達になり、皆がひきこもっていたので喫茶店に行ったことがないという話になり、数人で生まれて初めて自分たちで喫茶店に行ってみたという事例

【支援の場となる「地域」、支援を担う施策と主体をどう考えるか】

※目標②「地域における包括的支援」の概念整理、主体間の認識共有】（想定する地域の単位、「包括的支援」を担う支援施策・事業の分野・主体）

- 現行の「孤独・孤立対策の重点計画」においては、孤独・孤立対策の基本方針の一つとされている「地域における包括的支援体制の推進」の単位として、「小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位」が想定されている。

「日常生活環境における対応」の場としての「地域」とは、重点計画が示す「小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位」を想定することを基本としつつ、事例に応じて広域的な利用が可能となるような自治体間・民間団体間連携もあわせて進めることが必要と考えられる。

- 「地域における包括的支援」を担う支援施策・事業の分野・主体としては、
 - ・ 政策分野別では、福祉（地域共生社会づくり、重層的支援体制の整備）を中心としつつ、保健医療、雇用・就労、教育、居住支援などにおいて、
 - ・ 政策対象分野別では、自殺防止対策、メンタルヘルス対策、生活困窮者支援、ひきこもり支援、女性支援、再犯防止、消費者被害防止、外国人支援などにおいて、
 - ・ 各分野において支援を担う主体として、行政（国、地方自治体（特に基礎自治体））、民間法人（社会福祉協議会、社会福祉法人、民間企業）、NPO、住民組織、地域住民（公的な委嘱を有する者、民間法人の認定等を有する者、その他の地域住民）が想定される。

このうち、民間企業が物品やサービスの提供を行う場合には、こうした企業と「地域」との

つなぎを支援する団体の役割が重要と考えられる。

- なお、専門家³や非専門家が、「切れ目なく息の長いきめ細かな支援」として「課題解決型の支援」や「つながり続けること」を担っていくためには、それぞれの人材の確保・育成を促進することも重要である。さらには、分野を超えた連携体制の構築も必要である。（分科会1、分科会3とも関連）
- また、DV、虐待、ひきこもり、不登校等のケースでは、当事者等の事情（知人・関係者に知られたくない、対面相談を好まない、匿名を希望する等）により、居住する地域の相談窓口や支援機関を利用することを躊躇する場合がある。あるいは、そもそも居住地域に支援機関等が存在しない場合もある。

このため、地域を超えた支援体制により当事者等を受け入れるための環境整備が必要な場合がある。例えば、SNSを活用した対応、他の地域からも受け入れる広域での対応などが考えられる。

【参考】「地域を超えた支援体制」の事例

- ・ ひきこもりの人の支援について、当事者が住所地のサービスを利用することを躊躇する場合は、近隣自治体のサービスを相互利用できるようにしている自治体がある。
- ・ ひきこもり状態にある、対人関係の難しさを感じている等の生きづらさを抱えている女性自認の方を対象に、県内の複数自治体が連携して「ひきこもり女子会」を開催。広域展開することでいずれの会場へも参加可能とし、交流の場とつながる機会を提供している。

孤独・孤立対策の重点計画(抜粋)

3. 孤独・孤立対策の基本方針

(3) 見守り・交流の場や居場所づくりを確保し、人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを行う

④地域における包括的支援体制の推進

孤独・孤立の問題を抱えている、あるいは孤独・孤立に至りやすい当事者や家族等に対して、地域の専門職等による継続的支援及び必要時の緊急的支援、当事者自らが選択して自らの役割を見出せる場となる地域コミュニティへつなぐ支援（総合相談、ケース会議、就労支援、出所者支援等）やコミュニティ（職場・世帯）間移動の支援（転職支援、職業訓練、DV被害者支援、若年女性支援等）等を行う各種制度での対応（前述の相談支援体制、居場所づくり、アウトリーチ型支援等を含む）を推進する。

また、地域の関係者(注)が連携・協力しつつ、福祉と教育の連携（例えば、子どもが通う学校を起点・拠点として問題を早期に把握して地域での支援へつなぐ仕組み）、福祉と保健医療、雇用・就労、住まいとの連携など各分野の取組を有機的に連携させて分野横断的に、当事者を中心に

³ 福祉の支援や相談支援等に必要な専門性を有する人をいう。

置いた包括的支援体制を推進する。併せて、そのような連携のもと、住まいのセーフティネットについて、その強化を含め在り方を検討する。

さらに、地域において当事者を包括的に支える支援体制を構築するため、重層的支援体制整備事業の活用をはじめ、小学校区や自治会等の地域の実情に応じた単位で人と人との「つながり」を実感できる地域づくりを推進する。併せて、社会教育を通じて人と人との「つながり」を実感できる地域づくりも推進する。

(注)保健・医療・福祉等の専門機関、社会福祉法人、社会福祉協議会、NPO、住民組織、民生委員・児童委員、保護司、ゲートキーパー(自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応(悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る)を図ることができる人)、ボランティア等を言う。

○「地域における包括的支援」を進める上では、複数の主体が関わって支援を行う際に、当事者の機微情報も含めた情報共有が必要となる場合がある。

個人情報の取扱いについては、本人の同意を原則としつつ、必要に応じて個人情報の共有を可能とする仕組みを制度的に設けることが考えられる。

一方、制度外での対応として、関係機関間の効率的な情報共有により本人への必要な支援を迅速に提供する仕組みを設ける方法も考えられる。

なお、情報共有の主体となる支援機関においては、情報の適切な管理に必要な組織基盤の確保と、そのための支援も求められる。

【参考1】制度による対応例

(生活困窮者自立支援法)

- ・生活困窮者に対する支援に携わる関係者間の情報の共有及び支援体制の検討を行う支援会議を法定し、会議の構成員に対する守秘義務を設け、支援関係者の積極的な参加と、積極的な情報交換や連携が可能となる仕組みを設けている⁴。

(重層的支援体制整備事業)

- ・支援会議の構成員に対する守秘義務を設け、構成員同士が複雑化・複合化した課題を抱える相談者に関する情報の共有等を行うことを可能とすることにより、地域において支援関係機関等による支援体制の検討の円滑化を図っている⁵。

【参考2】制度外における対応例

- ・市と市内金融機関が、地域における見守り支援に関する協定を締結。市内金融機関

⁴ 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者に守秘義務をかけることで、本人の同意がとれない事案であっても、必要に応じて地域における個々の生活困窮者等に関する情報を支援会議の場で共有できるように見直し、それぞれに課された法律上の守秘義務に関する規定にも抵触しないこととした。(平成30年10月1日社援地発1001第15号「生活困窮者自立支援法第9条第1項に規定する支援会議の設置及び運営に関するガイドラインについて」(第3. 守秘義務について(2) 守秘義務の適用範囲)より)

⁵ 支援会議の事務に従事する者又は従事していた者に守秘義務をかけることで、本人の同意がとれない事案であっても、必要に応じて地域における個々の複雑化・複合化した課題を抱える人等に関する情報を支援会議の場で共有できるように見直し、それぞれに課された法律上の守秘義務に関する規定にも抵触しないこととした。(令和3年3月29日社援地発0329第2号「支援会議の実施に関するガイドラインの策定について(通知)」(第1. 支援会議について(2) 支援会議とは)より)

の職員が業務中に、認知症等があると思われる人の手続きの異変等、財産や生命の危険が生じる恐れがあり見守り等が必要な方を早期に発見し、チェックシートにより市へ情報提供し、情報提供の際に消費者安全法に基づいて必要な情報を提供することで必要な支援を迅速に提供することを可能としている。

○「地域における包括的支援」を進める上では、DXの視点(デジタル・ITツールの活用)も考えられる。

「包括的支援」におけるデジタル等の活用のイメージとしては、次のように考えられる。

- ・ 各主体が対人援助等を(リアルで)行うことを前提として、当該業務に専念したり効率的に実施したりできるよう、デジタル等を補助的に活用。
- ・ 「包括的支援」につなげるための方法として、例えば「プッシュ型」と「ワンストップ型」があり、「プッシュ型」においてのアウトリーチ(データ活用)、また、「ワンストップ型支援」の窓口支援、伴走型支援、その他の支援(例えば関係機関による「ネットワーク型」支援)において、デジタルを補助的に活用。
- ・ 支援制度における申請等の手続きのオンライン化等による効率化、様式の標準化等を推進。

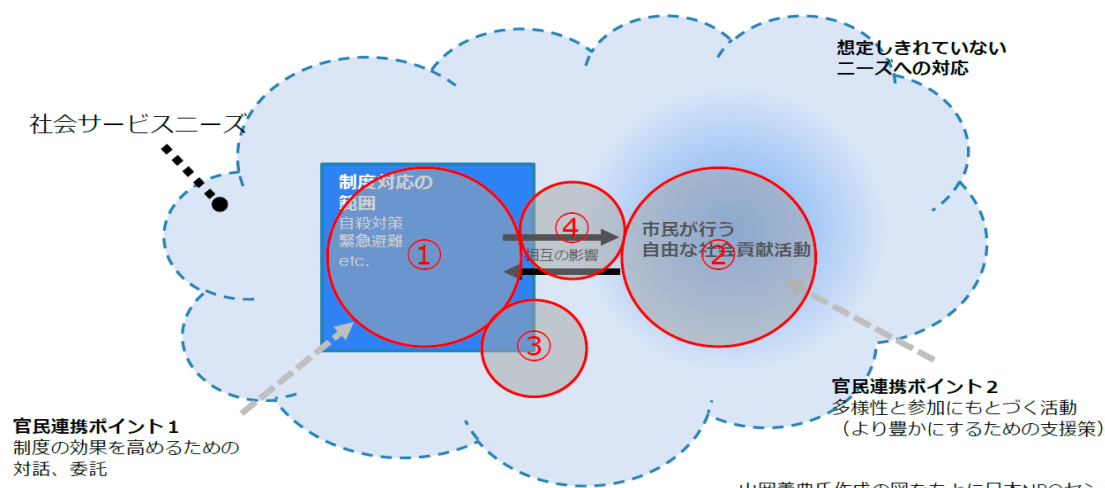
【参考】デジタルツール活用の事例

子ども宅食に関する情報をSNSを活用して提供。自治体の広報誌に NPO 等支援機関への SNS によるアクセス情報を掲載し、利用者は掲載された NPO 等支援機関へ SNS でアクセスすることで、個人情報等を要さずに直接つながり、広域での対応や 24 時間の受付を可能としている。

【支援を担う各主体の役割と連携をどう考えるか】

※目標③「(①②を踏まえた)国・地方・民間企業・NPO、社協等の各主体の役割・責務の概念整理」、目標④「各主体間の連携の姿の提示」

4つのアプローチ



15

山岡義典氏作成の図をもとに日本NPOセンターが改変

①「制度内」: いまの制度で不十分なところはないか、制度の委託や補助の出し方での課題は何か

(制度運用に関する主な意見)

- ・ 委託事業等の事務負担の軽減
- ・ 予算事業への自治体の取組の促進(自治体の取組姿勢が現場への支援に影響)
- ・ 予算執行(支払方法、費用対象)の柔軟化
- ・ 支援活動の拠点や活動資金の不足に応じた制度設計

(支援のあり方に関する主な意見)

- ・ 日常の場で当事者が語れる環境づくり
- ・ 当事者を支援につなぐためのアウトリーチによる支援

→ 国において、孤独・孤立対策の政策の目的と方向性、その実現のための具体的方策を明確にし、各府省の施策に孤独・孤立対策の視点を入れ、所要の改善を図っていく。必要に応じて政策推進のための制度(法整備を含む)の検討も行う。

→ 国において、複数年契約の促進など、一定の取組が進捗。引き続き、地方自治体や NPO 等と連携して、現場の実態をきめ細かく把握し、実態に即した施策を推進。

→ 国において、地方版プラットフォームの推進等を通じて、地方自治体の取組を後押しし、地域の実情に応じた取組を全国的に普及・展開。

②「制度外」: 制度になっていない領域をになう民間団体等に対してどのような支援をしていくの

がいいのか

(主な意見)

- ・制度外を取組を、どこまで広げるか、どう捉えるか、議論すべき。

→ 民間企業、NPO、社協、住民互助組織において、文化・芸術活動、スポーツ活動をはじめ、日常の様々な分野において、「弱目的」的なコミュニティの形成を推進。人と人との「ゆるやかな」つながりを築けるような場づくりを、多様な形で推進。

行政(国、地方)において、「孤独・孤立対策において、各種の「つながり」の場づくりそのものを施策として評価し、その効果的な運用を推進する」という「重点計画」の基本方針を実践。

→ 行政(国、地方)において、本来の政策目的(例:生涯学習、地方創生など)による施策を推進し、当該取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価。(問題解決や成果達成に過度にこだわらない。)

→ 市民による自主的な活動やボランティア活動について、行政(特に地方)によるコーディネート機能への側面支援と併せて、NPO 支援策・ボランティア促進策などを通じた活動の活性化や参加意識の向上を促進。

③「制度の内外の境界のあいまいなところ」:制度外で民間団体が対応しているものについて、制度で対応すべきものは何か、制度内・外の分担や整理をどのようにするべきか

(主な意見)

- ・ 外から見えない人(例:発達障害のグレーゾーン)への支援を行う NPO への支援
- ・ 家族や企業の役割の縮小による制度とのスキマの部分(例:8050問題、ヤングケアラー)への、新たな民間の仕組み、新たな制度

→ 行政部門(国・地方の制度・政策)と民間部門(NPO 等、民間企業、地域住民)が、それぞれの役割を果たしつつ強みを活かす形での適切な組み合わせにより対応。

その際、制度外での民間の活動に対し、行政としても評価や制度の弾力的運用などにより対応。

新たな課題に対応できるよう、官民での対話の促進。

④「連携」:公的機関、民間団体等の連携の在り方、情報共有の在り方をどのようにするべきか

(主な意見)

- ・ 現場の団体における当事者の個人情報の共有
- ・ 課題を可視化しないで知らない間に解決されるような、つながり作り(課題解決、成果の評価にはなじまない)
- ・ 自治体の意思決定者の判断によって連携構築が左右されないようにする
- ・ 行政は、制度だけでは対応できない課題について、地域の方々の協力を求め、事業化してきた。支援の実態を作り、個別支援を通じて、庁内連携と地域の協働を進めて、多様なプレイヤーの参画を促す形が考えられる。

- 国において、個人情報の取扱い(支援対象となる当事者の個人情報を、その同意の下で、行政とNPO等が共有)に関する先行事例等の情報を提供・共有。(重点計画より)
- 行政(国、地方)において、「孤独・孤立対策において、各種の「つながり」の場づくりそのものを施策として評価し、その効果的な運用を推進する」という「重点計画」の基本方針を実践。【再掲】
- 行政(国、地方)において、本来の政策目的(例:生涯学習、地方創生など)による施策を推進し、当該取組自体を孤独・孤立対策にも資するとして評価。(問題解決や成果達成に過度にこだわらない。)【再掲】
- 国において、地方版プラットフォームの推進等を通じて、地方自治体の取組を後押しし、地域の実情に応じた取組を全国的に普及・展開。【再掲】
- 行政と民間団体の関係については、対等なパートナーシップを構築するという基本的な考え方(行政を中核とした「垂直型連携」ではなく、参画する関係者が対等に相互につながる「水平型連携」であること)に立ち、広く多様な主体が参画し、つながりやすい関係となることを目指す。

※目標⑤、⑥については、引き続き議論。

⑤重点計画の施策・事業の運用改善(効果的な連携・組み合わせ)の例示

⑥(③④を踏まえて)足らざる支援の分野・主体の明確化、それを埋める方策の立案

孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム 分科会3について

全国社会福祉協議会
自殺対策支援センターライフリンク
日本いのちの電話連盟
社会的包摂サポートセンター(よりそいホットライン)
生活困窮者自立支援全国ネットワーク

■目標

- ①統一的な相談支援体制の構想に対する論点整理：人材育成の強化に必要な取組の整理、相談体制の機関間の連携強化
 - ②相談と支援のつなぎ：スムーズな連携引継ぎ・仕組みの提案
- ・総合緊急対策「統一的な相談窓口体制の推進」事業と連携しつつ、上記の検討、事業の試行・分析・検証を行う。

■次回について

- ・各団体のアンケートでは、様々な団体が受け皿となり、必要な方には積極的につながりという意識が少しずつ構築されている意見がある一方で、第2期は呼出件数が第1期よりも減少し、待機時間も増えたことから、早期から広範な広報が課題とされている。誰にアクセスしてもらいたいのか具体的に伝える必要。
- ・担当幹事団体の議論では、年末年始の期間のように、利用者の必要度が高く、アピールしやすい時期の実施や、第1期と第2期と異なる方法での試行（例えば12月1日にこれまで1番利用者が多いが担当が不足して応答率の低い「孤独・孤立でお悩みの方」に特化した相談日を設けて、広く協力を募って実施する）を行う方向で調整しているところ。

■今後の展開

- ・担当幹事、各団体と必要な調整を図り、次回の試行内容を確定し、早期に準備、広報を実施。また、分科会3全体会の開催を検討。
- ・次回の試行結果を含め、事業の検証、分析を踏まえ、今後の方策についての議論を実施。

（参考）

○「孤独・孤立相談ダイヤル」第2期

8月30日（火）10:00～9月6日（火）10:00

<実施概要（第1期からの変更点）>

- ・新たに社会福祉士会が参加。相談窓口の協力団体は12団体に。
- ・相談ニーズが高く、応答率の低かった分野（「孤独・孤立でお悩みの方」、「生活に困窮されている方」）の相談体制を強化。

(両分野の協力団体として社会福祉士会が新たに参加。「孤独・孤立でお悩みの方」を担当する日本産業カウンセラー協会が1回線から2回線へ増。)

- ・音声ガイダンスの順番を変更。(1番を「18歳以下の方」に、2番を「孤独・孤立でお悩みの方」に変更)
- ・つなぎ専用コーディネーターを配置し、つなぎ支援が必要な事案が発生した場合、対応の協議・調整が行えるようにする(Zoomで24時間)。→毎朝9:30に情報共有を実施。
- ・全国フードバンク推進協議会の協力により、相談を踏まえ、食料支援が必要な場合、1世帯1回のみ食糧支援を行う仕組みを導入。

＜結果概要＞()は第1期

○呼出件数は、10,353件(14,678件)、接続完了は1,998件(3,823件)

応答率は19.3%(26.0%)

分野は、孤独・孤立でお悩みの方(2番)、死にたいほどつらい方(4番)、生活困窮でお悩みの方の順(3番)の順が多かった。(第1期と同様の傾向)

応答率は、孤独・孤立は27.3%(10.5%)、死にたいほどつらいは78.6%(86.9%)、生活困窮は47.1%(12.6%)

- ・つなぎ専用コーディネーターと調整した相談対応は30件(38件)
- ・食糧支援の実績は2件。

【第 2 期】孤独・孤立相談ダイヤル 報告レポート（速報版）

■「孤独・孤立相談ダイヤル」の概要

「孤独・孤立相談ダイヤル」は官民協働の取り組みとして、「#9999」の番号で、第 2 期としては、8 月 30 日 10 時～9 月 6 日 10 時までの 1 週間、24 時間体制で、孤独・孤立に関する相談対応を実施した。第 1 期は、7 月 7 日からの 1 週間の実施で、全国 11 団体の協力によりおこなったが、第 2 期に関しては、新たに参加した団体等、グループ等も含めて、20 近くの団体、拠点の協力のもと、相談対応をおこなった。

第 1 期同様に、孤独・孤立に関する相談（総合相談のダイヤル）のほか、子ども（18 歳以下）、生活困窮、自殺予防、女性、シングルマザー、セクシユアルマイノリティー、外国人の 7 つの専門ダイヤルを設置した。

第 2 期は、夏休み明けの時期の実施ということもあり、音声ガイダンスの順番を子ども（18 歳以下）を 1 番に設定する、「孤独・孤立に関する相談」を 2 番にするなど、細かい修正をおこなった。

孤独・孤立に関する相談と自殺予防のダイヤルは 24 時間体制で、それ以外の専門ダイヤルは例えば、○日の○時～○時のような形で設置した。

また、相談のあとの地域の支援への「つなぎ」を意識し、事前に、公的機関、民間支援機関等に協力依頼を発出した。

相談は、全国各地の各団体、拠点で相談員がお受けし、「つなぎ」の支援が発生した場合に、常時待機している「つなぎ支援コーディネーター」と協議し、必要に応じて、「つなぎ支援コーディネーター」が地域の支援団体等への「つなぎ」、面談・同行支援等も含めて対応した。

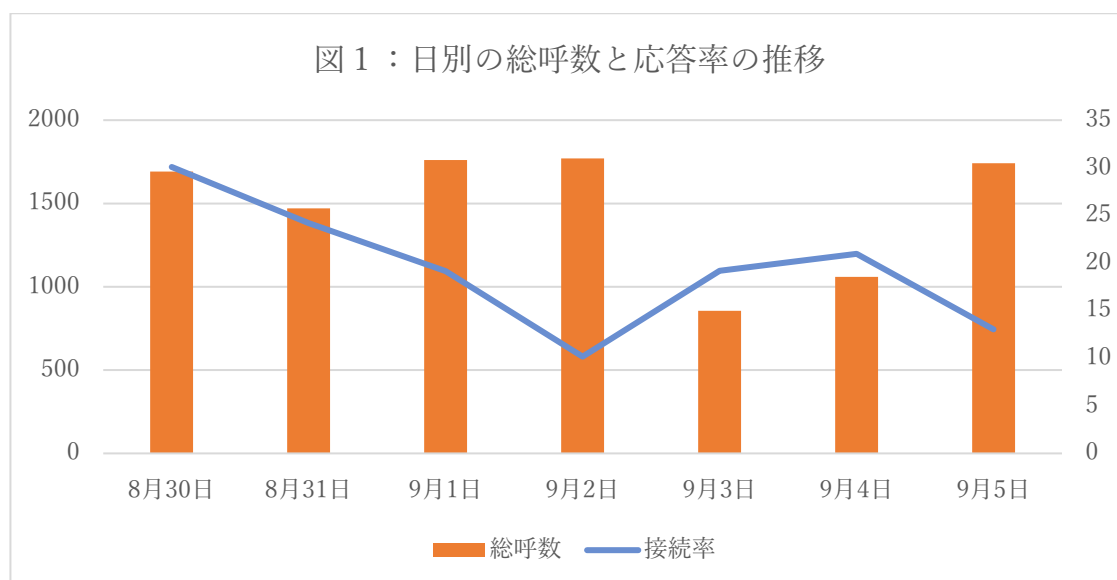
■相談対応の件数や応答率

期間中の総呼数は 10,353 件にのぼり、そのうち、相談対応に応じることができたのは、1,998 件であり、全体の応答率は 19.3%となった。回線数以上の相談が寄せられると応答が困難になるためすべての相談に応答することはできないものの、フリーダイヤルの他相談等と比べると高い応答率となった。

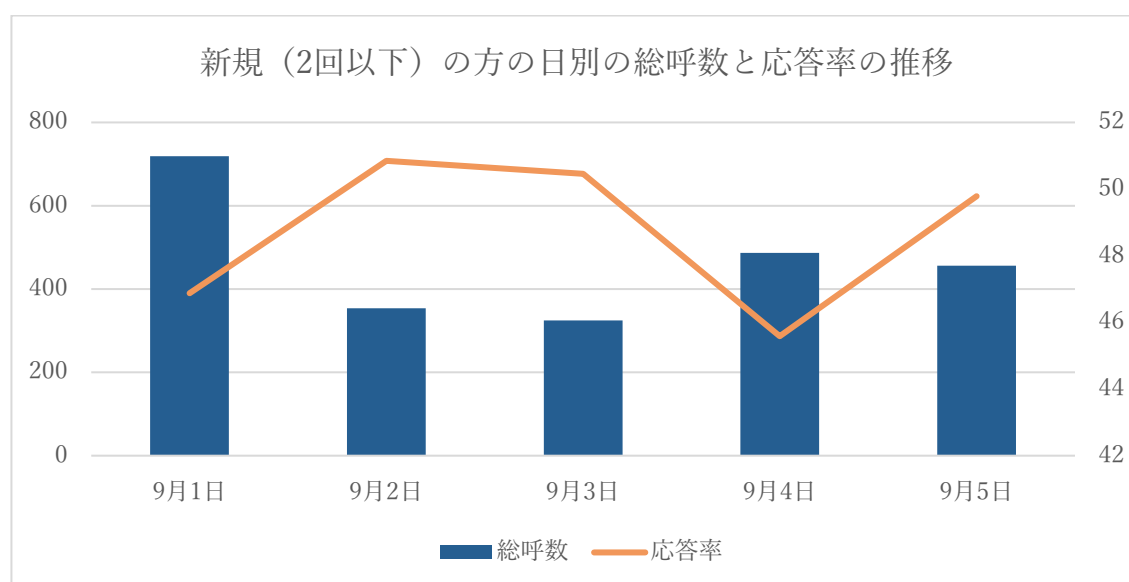
一方で、第 1 期の総呼数は 14,678 件で、相談対応できたのが 3,823 件、応答率が 26%であることを考えると、相談件数、応答率ともに低下している。

応答率が減少した理由としては、第 1 期に、期間中に同じ方から何度も相談が寄せられる、ということがあり、新規で相談した方がつながらない、などの事態が発生したこともあって、その対策として、頻回の方よりも新規の相談を優先するシステムを導入したことがあげられる。

新規で（2 回以下）で音声ガイダンスを選択した方の接続率は 5 割程度で推移しており、全体の接続率としては第 1 期よりも低下したものの、実際に初めて相談した方に関してはかなりつながりやすい形での相談実施となった、と言える。



※図 1 では 8 月 30 日 10 時～8 月 31 日 10 時までの 24 時間を 8 月 30 日と集計。(8 月 30 日以降も同様)



※図 2 では 9 月 1 日 10 時～9 月 2 日 10 時までの 24 時間を 9 月 1 日と集計。(9 月 2 日以降も同様)

初めてこのダイヤルに架電した場合、5 割程度、電話がつながる、ということは、類似の相談機関の応答率と比較しても画期的な数字となる。

他方で、何度か相談している頻回の方にとっては、つながりにくくなっている、ということでもあるので、そういった複数回の相談を希望し架電される方への対応については課題である。

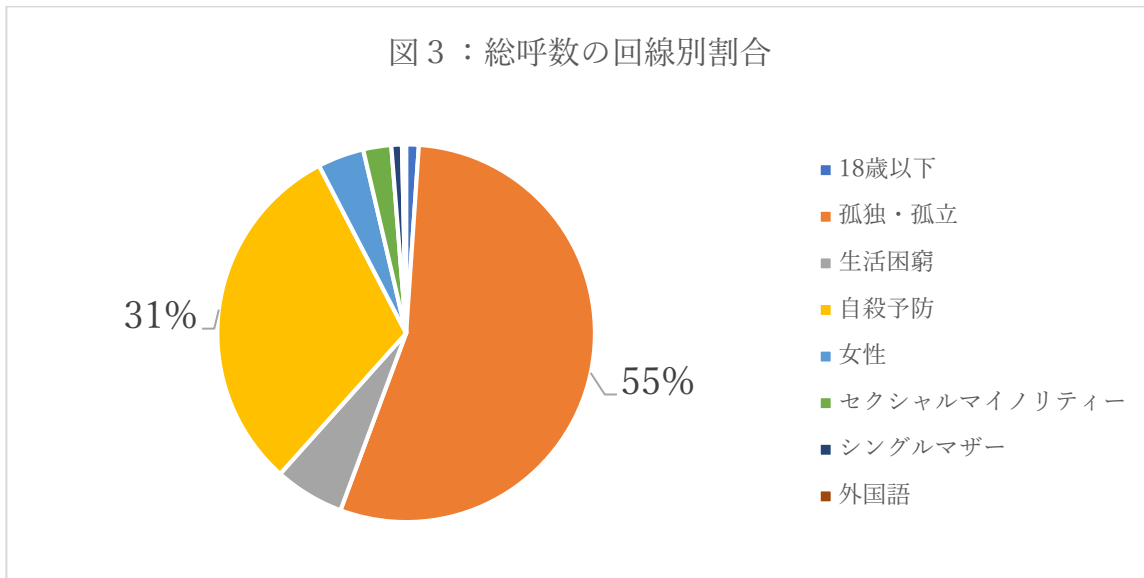
ダイヤルがスタートした 8 月 30 日は NHK ニュースなどでの報道もあり、期間中最も多く相談が寄せられたかと思いきや、総呼数としては、日別の違いとしては、週末（土日）であった 9 月 4 日および 5 日が少ない以外の特徴は見られなかったものの、新規（2 回以下）についての総呼数をみると、初日である 8 月 30 日が多く、その後、減少していることがわかる。頻回の方からの相談が週末は減った、と考えることもできる。

一方で、第 1 期と比べて、メディアでの報道等は減少しており、ダイヤル自体の周知が引き続きの課題で

あったことがわかる。

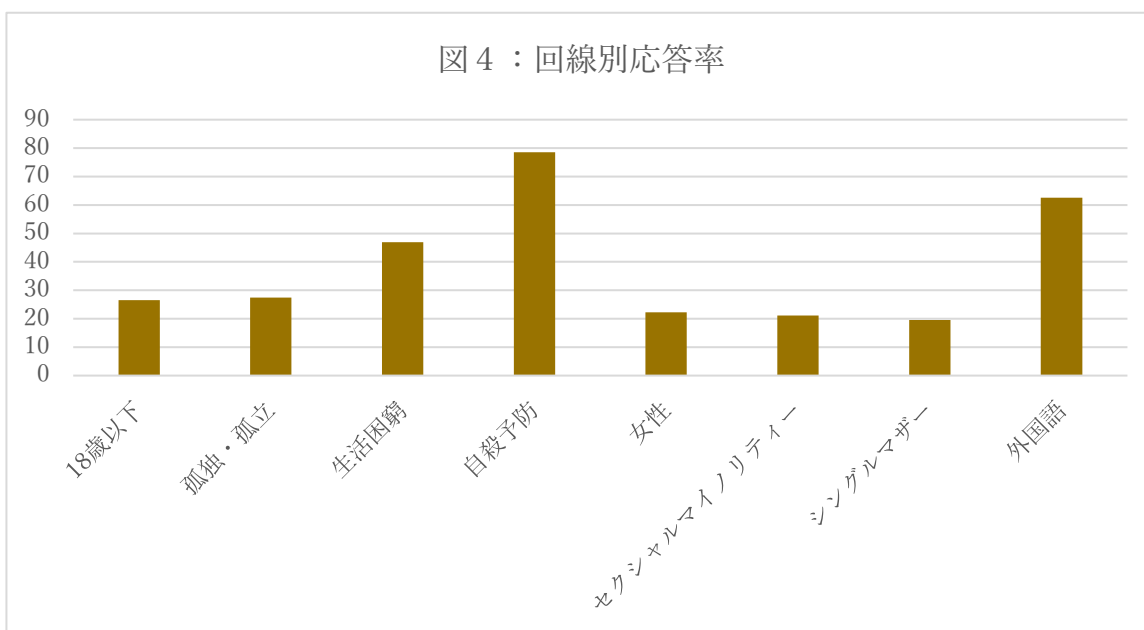
回線ごとの総呼数をみると、総合的な相談対応をおこなう「孤独・孤立の相談」が最も多く全体の 55%を占め、次に自殺予防の回線が 31%と続いた。(図 3)

これは、第 1 期の分布と近似したものとなった。



応答率をみると、回線数との兼ね合いもあり、第 1 期同様に、自殺予防の回線が 8 割近くにのぼった。第 1 期に 10%程度と低い応答率となっていた「孤独・孤立に関する相談」については、27.4%と大きく上昇した。(図 4)

女性、セクシャルマイノリティーは初日に相談が多く、全体の応答率を下げてしまったほか、シングルマザーは日曜の架電が多いなど、架電が特定のタイミングに集中することで、結果的に応答率が下がった回線もある。



各専門回線に関しては、時間帯、曜日など、それぞれの特性に合わせた体制整備が必要な可能性も示唆される。

■相談内容について

詳細な分析は相談記録の集計を待つ必要があるが、総じて以下のような傾向があった。

- ・さみしい、話を聞いてほしい
- ・身近に相談できる人や自分のことを理解してくれる人がいない
- ・地域の支援機関等にはつながっているが不満がある

そして、これらの想いの背景には、家族関係などのトラブル、不和や、離別や死別、生活困窮、介護や子育ての疲れ、メンタルヘルスの課題などが複合的に重なっている場合が多い。

頻回で架電する相談者のなかには、他の各種相談ダイヤルに何度か相談している、などの方も多くいた。地域でつながりを持てていない、また、支援機関等との接点はあっても、信頼関係をうまく築けていない、などの状況も見えてきたと言える。

これらは、第1期と同様の傾向といえる。

また、これまた第1期と同じく、「所持金が数百円である」「自殺未遂をした」「夫からの暴力を受けている」などの緊急性の高い相談も寄せられた。

日常のなかでの「話し相手」のような相談から、緊急性の高い相談まで、同じダイヤルで対応するという意味では、幅広い相談対応をおこなう体制をとれている、とも考えることができる。

これらは、官民連携、分野をこえた相談機関の協働による賜物といえる。

さらに、今回から全国フードバンク推進協議会の協力により、相談内容により、食料支援が必要な場合には、1世帯1回、同協議会の加盟団体から食料を支援する仕組みを導入し、2件の実績があった。

■「つなぎ」の対応について

期間中の「つなぎ」の相談対応は30件であった。最も、支援機関を紹介するなどの情報提供は「つなぎ」としてカウントしておらず、ここでの「つなぎ」は、相談者に了解を得て折り返し電話をし、地域の支援機関に支援を要請したり、同行支援等をおこなったりしたものを指している。

第1期が38件であることを考えると微減しているが、「つなぎ」の内容についての傾向に大きな差異はなかった。

具体的には下記のような「つなぎ」の事例があった。(個人情報に配慮し複数の事例をまとめたり一部を加工している)

Aさん：両親、弟と4人暮らし。コロナで失業し、収入が大きく減少。公共料金など滞納し、電気が止められている。持ち家だが競売にかけられる予定。市役所に相談したがうまくいかず不信感強い。
⇒地域の支援団体Xに支援要請し、XのスタッフがAさんと待ち合わせをして面談。公的支援の利用に向

けたサポートがスタート。

Bさん：希死念慮あり。両親ともに病気・障がいがあり、面倒をみているがつらい。仕事はしているが本人も精神疾患あり通院中。一人暮らしをしたいし、生活全般の相談をしたい。

⇒折り返し電話で複数回の相談。本人の了承を得て地域の支援機関Yに情報提供し、Yでの伴走支援がスタート。

「つなぎ」の対応をおこなったケースは、この実施期間中では、生活困窮に関わる内容のものが多かった。一方で、これらが「生活困窮」の回線に架電されたのかということ必ずしもそうではなく、「孤独・孤立に関する相談」や「自殺予防」の回線にきた相談であったり、人間関係で悩んでいる、と話されていた方が実は緊急度の高い生活困窮状態にある、などのケースもあった。各団体が連携し「つなぎ」を含めた体制を組めたことにより、総合的な対応ができたと言える。

また、自殺未遂者や、自殺企図の可能性のある相談者からの架電もあった。

実施期間中に緊急的な対応をするケースは幸いなことになかった。

■今後について

このレポートはあくまで速報版であり、今後、相談記録の分析をおこない、相談者の状況について、また、相談体制について、詳細な検証を行っていく。

今回は、試行事業の第2期として実施したものであり、2022 年中にあと1回の試行的実施を予定している。

第3期以降では、第1期および第2期の実施から見えた成果と課題をもとに相談体制の在り方等についてアップデートを行う。

また、第1期および第2期には参画できなかった団体等にも協力をもとめ、孤独・孤立で悩まれている方に対し、適切な相談対応の在り方、体制の在り方、地域での「つなぎ」を含めたフォローアップ等の在り方も含めて、検討をおこなっていく予定である。

以上

初稿文責：大西連（孤独・孤立対策担当室政策参与）

令和4年9月30日

内閣官房

地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進事業に係る 第二次取組団体の決定

政府の総合緊急対策事業の一つである「地方版孤独・孤立対策官民連携プラットフォーム推進のあり方に関する調査研究」事業に係る取組団体については、令和4年7月29日（金）から同8月29日（月）まで追加公募を実施しました。

以下の11団体を第二次取組団体として決定します。

○第二次取組団体

（１）都道府県・政令指定都市（３団体）

北海道、青森県、熊本市

（２）市区町村（政令指定都市除く）（８団体）

釧路市（北海道）、登別市（北海道）、鶴岡市（山形県）

須坂市（長野県）、伊勢市（三重県）、名張市（三重県）、

枚方市（大阪府）、府中市（広島県）

○その他

- ・事業概要、11団体の取組予定は別添のとおり。
- ・第一次取組団体と合わせて、29団体（都道府県・政令指定都市12、市区町村（政令指定都市除く）17）が実施。

【参考】第一次取組団体（令和4年7月29日決定）

○都道府県・政令指定都市（9団体）

埼玉県、岐阜県、滋賀県、京都市、大阪府、鳥取県、徳島県、愛媛県、北九州市

○市区町村（政令指定都市除く）（9団体）

山形市（山形県）、市原市（千葉県）、鎌倉市（神奈川県）、鳥取市（鳥取県）、笠岡市（岡山県）、三原市（広島県）、尾道市（広島県）、宇和島市（愛媛県）、津久見市（大分県）

【連絡先】

内閣官房 孤独・孤立対策担当室 参事官補佐 高橋（範）

電 話：03-3581-0458（内線 82844）

地方版 孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの推進(予備費5.2億円)

- ・孤独・孤立問題の深刻化に備え、地方自治体でも支援団体の連携による対応が急務。一方、複合的事案が多く、既存の政策的対応では困難であり、地方自治体の取組に大きな差が見られる。
- ・本事業は、地方自治体において連携強化の実証事業に取り組み、得られたノウハウや留意点などを報告書にまとめ、全国の地方自治体に共有することで、孤独・孤立対策の取組強化を目指す。

実施体制

- ・地方自治体は、地域の実情を踏まえ、プラットフォームを設置。構成団体は、新たな社会的なつながりを支援する団体を中心に選出。
- ・国は委託事業者とともに、地方自治体の活動をきめ細かく側面支援し、調査・分析を実施。

実証事業

- 各自治体の現状に応じ実施（◎は必須）
- 官民連携プラットフォームの設置 ◎
- 地域住民への周知、情報発信 ◎
- 支援団体間の連携による試行的事業◎
(1 団体あたり都道府県・政令市1,200万円、市町村600万円)
- 地域内の実態把握と相互理解
- 人材確保・育成を目指す研修実施

地方自治体の孤独・孤立対策の取組を強化

別添

(取組団体(地方自治体)一覽(計29団体(都道府県・政令市:12、市町村:17)))

- [illegible]

都道府県・政令指定都市 第二次取組団体（3団体）

団体名	概要（○…現状、●…今後の取組）
北海道	○これまで、「北海道ケアラー支援条例」の制定、各市町村における重層的支援体制の構築に向けた市町村後方支援事業の実施、こころの健康 SNS 相談窓口の設置など自殺対策やひきこもり対策などの体制強化を実施。社会資源の把握や道と市町村の役割分担などについて、孤独・孤立対策として一元的に整理するのはこれからの課題と認識。 ●既存組織を活かしつつプラットフォームを形成し、アンケート等による孤独・孤立に関する実態把握、行政や民間団体等向けのシンポジウムの開催、孤独・孤立対策に係る民間団体の情報の整理を行い NPO 等の支援情報や行政の取組・支援制度などをまとめたガイドブックの作成などを実施予定。
青森県	○これまで、メディアや調剤薬局を通じてコロナウイルスの影響で悩みを抱えた方に必要な情報が届く体制の構築、市町村の自殺対策の取組の支援など様々な施策を実施。自殺者数は平成 15 年以降減少にあるが、依然として、自殺死亡率が全国と比較して高い状況。 ●既存組織を活かしつつプラットフォームを形成し、県内における孤独・孤立問題の実態調査や他都道府県における効果的な自殺対策等の取組のまとめなどを実施することで、まずは県民のメンタルヘルス向上を目指す予定。
熊本市	○孤独・孤立プロジェクトチームを令和 3 年度に庁内で設置。熊本地震や熊本豪雨災害の被災者を中心に支援する災害ボランティア団体（NPO）等が開催する既存の会議と行政が連携し、孤独・孤立対策の認識を共有。 ●プラットフォーム形成時に NPO 等支援組織との連携の幅を広げるとともに、庁内組織横断的な取組のさらなる推進や孤独・孤立対策の普及・広報、関係者間の事例共有などを実施予定。

市区町村（政令指定都市除く）第二次取組団体（8団体）

団体名	概要（○…現状、●…今後の取組）
北海道 釧路市	○養育者によるネグレクトなど、社会的に声を上げづらいこども（未成年者）の実態把握が十分でない状況。 ●プラットフォーム形成後は、こども向け相談窓口の充実及び周知を行い、困難を抱えるこどもの現状を把握・分析し、包括的な支援体制に繋げていくことを検討。
北海道 登別市	○他の支援や相談の中で間接的に把握できた困難を抱えている方に対し、支援制度の紹介や見守り、民生委員や地域の支えあい活動（町内会等）等での見守り活動を実施。困っている方の実態把握、支援を拒否する方への対応が課題。 ●地域福祉の推進に資する協議を行う会議体である「登別市地域福祉推進市民会議」の構成員を中心にプラットフォームを形成予定。8050 問題やひきこもり、ヤングケアラー、困窮の実態調査を実施するなどして、複合的な困難を抱えている方々の把握と支援策を検討予定。
山形県 鶴岡市	○令和3年5月に市内の小中学校でヤングケアラーに関する調査を実施。令和4年度より重層的支援体制整備事業への移行準備事業を開始。市内の自殺死亡率は、近年、低下傾向にあったが、令和2年で急激に高くなっており、国や県と比べても高い状況から、孤独・孤立対策に取り組む必要があると認識。 ●プラットフォーム形成後は、各団体の活動の現状及び課題や活動目的の共有、孤独・孤立状態にある方の実態調査による把握の実施を予定している。アウトリーチによる伴走支援、ひきこもり状態にある方・ヤングケアラー等への支援及び体制整備などを検討予定。

団体名	概要（○…現状、●…今後の取組）
長野県 須坂市	○これまで保健補導員（須坂市が制度発祥の地）や育成会、消防団活動など、幼少期から成人期を通して地域とのつながりを密に維持する「須坂モデル」を確立。2008 年（H20）、2013 年（H25）、2018 年（H30）と定期的にソーシャルキャピタルに関する意識調査を実施。他地域と比べ地域とのつながりが強いと結果は出ているが、今後、少子高齢化やコロナ禍などの影響により、交流の場が減り、つながりが維持できなくなる懸念あり。 ●プラットフォーム形成を通じ、関係者が連携して社会的活動に多くの住民が参加できる場を整え、地域とのつながりを維持することを目指す。具体的な取組として、住民が安心して参加できる SNS などの構築などを実施予定。
三重県 伊勢市	○平成 30 年度から社会福祉協議会と協働で、民生委員・児童委員、介護・障がい者サービス事業所を対象として、8050 問題、ニート・ひきこもり、老々介護、ごみ屋敷、障がい（疑い）などの実態調査（アンケート調査）を実施。令和 3 年度から重層的支援体制整備事業を開始。令和 4 年度からはヤングケアラーについて、市内公立小学校・中学校（特別支援学級を含む）の担任教員に対してアンケート調査を実施。 ●プラットフォーム形成後は、ヤングケアラー・ひきこもり等の実態把握・データ分析、関連情報の整理・共有、支援の方向性の合意形成を行い、包括的な支援体制を整備予定。福祉部局以外の多機関が協働することで無駄な重複を防ぎ、様々な視点や気づきが生まれ、一つの分野では実現できなかった施策が可能になることを期待。
三重県 名張市	○地域と行政が連携する仕組みを中心に、孤独・孤立の連携プラットフォームは「地域福祉教育総合支援ネットワーク」として既に形成済み。行政の施策や取組へのアクセスが困難な方々や、自らアクセスしないが困っている方々に対する支援が課題。 ●今回の事業を通じ、支援対象者の実態把握、地域内の要支援者の再確認を進め、孤独・孤立の問題について地域の住民に認知してもらう機会の創出と、平常時の支援の在り方の検討を実施予定。

団体名	概要（○…現状、●…今後の取組）
大阪府 枚方市	○平成 25 年度から「ひきこもり等子ども・若者相談支援センター」を開設し、子ども・若者育成計画を策定。本年 5 月からヤングケアラー実態調査（市立小学校 5・6 年生、中学校）及び関係機関への調査（認知度、必要な支援策等）などを実施。不登校の件数が近年増加するなど、支援を必要としている人が孤立しない取組を一層進める必要があると認識。 ●既設の「子ども・若者支援地域協議会」とその実務担当で構成する「ひきこもり等地域支援ネットワーク会議」を活かしてプラットフォームを形成。10 代若年層の支援策の検討を行うためのコアメンバー（フリースクール、定時制高校、サポステ運営団体等）や、義務教育期及び高校のスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーなども追加し、10 代若年層への支援について集中的に協議を行う予定。
広島県 府中市	○学校教職員による個別面談などにより児童生徒の困りごとを把握するよう努めてきたが、スクールカウンセラーなどの専門スタッフとの教育相談や、保護者、教師、スクールカウンセラー以外の第三者へ相談できる環境が十分とは言えず、子どもたちの思いや声を十分聴くことができていないことが課題。 ●市教育委員会の生徒指導支援チームを中心にプラットフォームを形成。子どもが I C T 端末を活用した教育相談体制の拡充や学校内外でのスクールカウンセラーと相談できる場を構築するなどの取組で、関係機関との連携を図り、孤独・孤立に対応していくことを検討予定。

孤独・孤立対策に取り組む団体の活動と寄付金受付を紹介するページを設ける
⇒孤独・孤立対策に取り組む団体の活動に対する理解と支援の促進
⇒孤独・孤立問題に関する社会全体の関心の向上

<イメージ>

全国旅行支援と連携

ご支援のお願い

支援をする

孤独は誰にでも起こり得るものです。

望まない孤独・孤立対策に取り組む
支援団体の御紹介をしています。

内閣官房 孤独・孤立対策担当室



バナーで誘導

団体の活動や寄付による
支援をご紹介するページ
にリンクするバナーを
全国旅行支援の旅行商品
の販売の際に掲載してい
ただくことで、旅行者の
方々に周知

紹介HP

内閣官房
HP内で運用

孤独・孤立対策に取り組む
団体の活動と寄付金受付を
紹介するページのリスト

支援したい人が
アクセスして
支援先を選択



各団体のHP

- 活動紹介
- イベント等案内
- 規約、役員等

.....

寄付金受付ページ

- 活動PR
- 寄付金支払案内
(支払機能組込済)

紹介HP及びバナーについて

孤独・孤立対策に取り組む団体

本ページでは、孤独・孤立対策に取り組む団体を御紹介します。（寄付も御検討下さい）

バナーのダウンロードは[こちら](#)

団体名 団体HP（外部リンク） 寄付金等受付（外部リンク）	対象分野	活動地域	概要
 全国社会福祉協議会 社会福祉法人 全国社会福祉協議会 団体HP	社会福祉全般	全国	様々な福祉関係者との連携・協働をもとに、福祉課題の改善、福祉制度の向上に取り組む団体
 全国社会福祉法人経営者協議会 全国社会福祉法人 経営者協議会 団体HP	社会福祉全般	全国	社会福祉施設を運営する社会福祉法人を会員とし、その孤独・孤立などの地域生活課題への実践と経営基盤の強化等の推進に取り組む団体
 日本NPOセンター 認定特定非営利活動法人 日本NPOセンター 団体HP 寄付金等受付	NPO活動全般	全国	民間非営利組織（NPO）の社会的基盤の強化を図り、企業や行政との新しいパートナーシップの確立を目的とした組織
 新公益連盟 Japan Association of New Public ともに社会を築く、社会を創る。 特定非営利活動法人 新公益連盟 団体HP 寄付金等受付	政策課題全般	全国	コレクティブ・インパクト推進などを通じ、日本を社会課題解決事例が創出され続ける社会とすることで公益の増進に寄与することを目的とした組織



ご支援のお願い

支援をする >

孤独は誰にでも起こり得るものです。

望まない孤独・孤立対策に取り組む支援団体を御紹介しています。



内閣官房 孤独・孤立対策担当室

ご支援のお願い

支援をする >

孤独は誰にでも起こり得るものです。

望まない孤独・孤立対策に取り組む支援団体を御紹介しています。



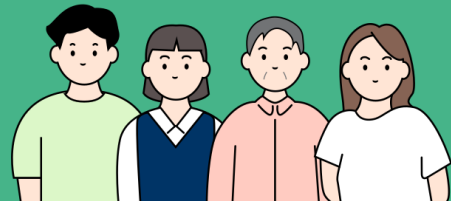
内閣官房 孤独・孤立対策担当室

ご支援のお願い

孤独は誰にでも
起こり得るものです。

望まない孤独・孤立対策に取り組む
支援団体を御紹介しています。

支援をする >



内閣官房 孤独・孤立対策担当室

62

大中小3種類を用意